

第11次厚木市総合計画 (案)

令和7（2025）年10月

目次

序章	1
1 策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の構成と期間	2
(1) 長期ビジョン	2
(2) アクションプラン	2
4 策定の背景	3
(1) 人口減少・超高齢社会の更なる進展	3
(2) こどもまんなか社会の実現	4
(3) 多様な教育ニーズへの対応	5
(4) 女性の活躍促進	6
(5) 多文化共生への取組	7
(6) 財政の状況	8
(7) 自然災害への対応	9
(8) 交通環境の維持・向上	10
(9) 地域特性をいかした経済の活性化	11
(10) デジタル化の更なる進展	12
(11) SDGsへの取組	13
(12) カーボンニュートラルの取組	14
本市における人口の見通しとまち・ひと・しごと創生総合戦略	15
1 人口の推移	16
(1) 長期的な推移	16
(2) 直近10年の推移	17
(3) 年齢4区分別の推移	18
2 人口の将来推計	20
(1) 将来人口推計	20
(2) 人口の将来展望	22
3 まち・ひと・しごと創生総合戦略	24
(1) 計画の趣旨	24
(2) 厚木市総合計画と総合戦略の関係	24
(3) 厚木市総合計画と総合戦略の一体化	24
長期ビジョン	25
1 将来都市像	27
2 将来の目標人口	27
3 土地利用の方針	28
4 重点プロジェクト（まち・ひと・しごと創生総合戦略）	30
(1) 目的	30
(2) 構成	30
(3) 三つの戦略	30
戦略1（住みたいまち）厚木の魅力を伸ばし、住みたい住み続けたいまちをつくる	32
戦略2（育てたいまち）こどもたちが幸せに暮らし続けられるまちをつくる	33

戦略3（働きたいまち）地域経済の活性化により、発展し続けるまちをつくる	34
5 まちづくりの目標（政策）	35
(1) Ambitious（未来を切り拓く）：子育て・教育	35
(2) Together（共に創る、育む）：福祉・健康・コミュニティ	35
(3) Safe（安心と安全）：安心・安全	35
(4) Unique（ほかにはない）：都市整備・産業	35
(5) Green（自然と共に）：環境	35
(6) Inspire（創造と発見）：スポーツ・文化芸術・魅力	35
6 施策	36
01 子育て	38
02 学校教育	39
03 地域福祉	40
04 高齢者福祉	41
05 障がい者福祉	42
06 保健・医療	43
07 社会教育	44
08 市民協働	45
09 生涯学習	46
10 人権・平和	47
11 防災・減災	48
12 消防・救急	49
13 防犯	50
14 交通安全	51
15 都市・交通	52
16 道路	53
17 基盤整備	54
18 公園・緑地	55
19 産業・労働	56
20 商業	57
21 農業	58
22 温暖化対策	59
23 循環型社会	60
24 自然・生活環境	61
25 スポーツ	62
26 文化芸術	63
27 観光	64
28 魅力発信	65
7 行財政運営の五つの基本姿勢	66
(1) 社会経済情勢に対応した行財政運営	66
(2) 公共施設・インフラの総合的な管理の徹底	66
(3) DXの推進	66
(4) 多様な主体との連携	67
(5) 広域連携の推進	67
8 進行管理	68

資料編	71
1 会議等の開催経過	72
2 第11次厚木市総合計画策定体制	74
3 厚木市総合計画審議会規則	75
4 厚木市総合計画審議会委員名簿	76
5 第11次厚木市総合計画長期ビジョン原案について（諮問）	77
6 第11次厚木市総合計画長期ビジョン原案について（答申）	77
7 厚木市総合計画策定委員会設置規程	79
8 厚木市総合計画策定委員会委員名簿	80
9 新たな総合計画策定に向けたオープンハウスの実施概要	82
10 ワークショップの実施概要	82
11 第10次総合計画市民検討会議との意見交換会の実施概要	83
12 第11次厚木市総合計画策定に係るアンケート調査の概要	84
13 第11次総合計画長期ビジョン素案に対するオープンハウスの実施概要	88
14 第11次厚木市総合計画策定に係る意見交換会の実施概要	88
15 第11次厚木市総合計画策定に係るLINEアンケートの実施概要	89
16 第11次総合計画長期ビジョン案に対するオープンハウスの実施概要	92
17 個別計画一覧	93
18 市民憲章など	102

序章

はじめに、第11次厚木市総合計画を作成した趣旨、背景や、総合計画の構成、期間等についてお示しします。

1 策定の趣旨

本市は、神奈川県の中央に位置し、相模川の右岸に開けた扇形の地形で、西北部には丹沢山地が連なり、豊かな自然に恵まれています。また、市域の南部に東名高速道路や新東名高速道路、東端に圏央道が通る広域交通の要衝の地になっており、地理的な優位性をいかし、多くの企業や大学が集積しています。

こうした中、令和3(2021)年度から12年間を計画期間とする、第10次厚木市総合計画に基づき、まちづくりを進めてきましたが、この間、市民生活に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の5類移行、デジタル化の更なる進展、多様化する市民ニーズへの対応等、社会・経済環境は大きく変化してきました。

また、人口減少や超高齢社会の進展、大雨や大型台風等の気象災害の激甚化や都心南部直下地震¹の発生リスクが高まる等の様々な変化に対応すべく、現状の評価・分析を行うとともに、変化を見据えたまちづくりが求められています。

このような変化を踏まえ、今後のまちづくりの方向性を示すとともに、目指すべきまちの姿、これを実現するための政策・施策について、改めて見直しを行い、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間を見通した第11次厚木市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定しました。

2 計画の位置付け

総合計画は厚木市自治基本条例第16条の規定に基づいて策定するものであり、本市の将来都市像とその実現に向けたまちづくりの方向性や施策の体系を示すとともに、市民・事業者・行政のそれぞれが主体となり、厚木に誇りを持てる魅力的なまちをつくることを目指します。

また、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画であり、分野ごとの計画や施策は、この計画に基づいて策定し、実施します。

3 計画の構成と期間

総合計画は、「長期ビジョン」及び「アクションプラン」の2層で構成します。

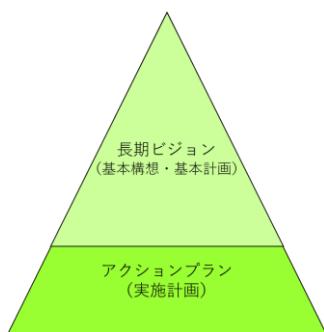
なお、自治基本条例第16条第1項に規定する「基本構想」は「長期ビジョン」とし、「これを具体化するための計画」を「長期ビジョン」及び「アクションプラン」としています。

(1) 長期ビジョン

本市が目指す将来都市像と、これを実現するための六つのまちづくりの目標(政策)と施策の方針、施策体系、重点プロジェクト(まち・ひと・しごと創生総合戦略)を定めるものです。計画期間は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。

(2) アクションプラン

長期ビジョンで定めた施策の方針に基づき、具体的な事業を年度別に定めるものです。計画期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間を第1期計画期間とし、令和13(2031)年度から令和17(2035)年度までの5年間を第2期計画期間とします。



¹ 首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする地震。東京湾北部地震に代わり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、神奈川県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されている。

4 策定の背景

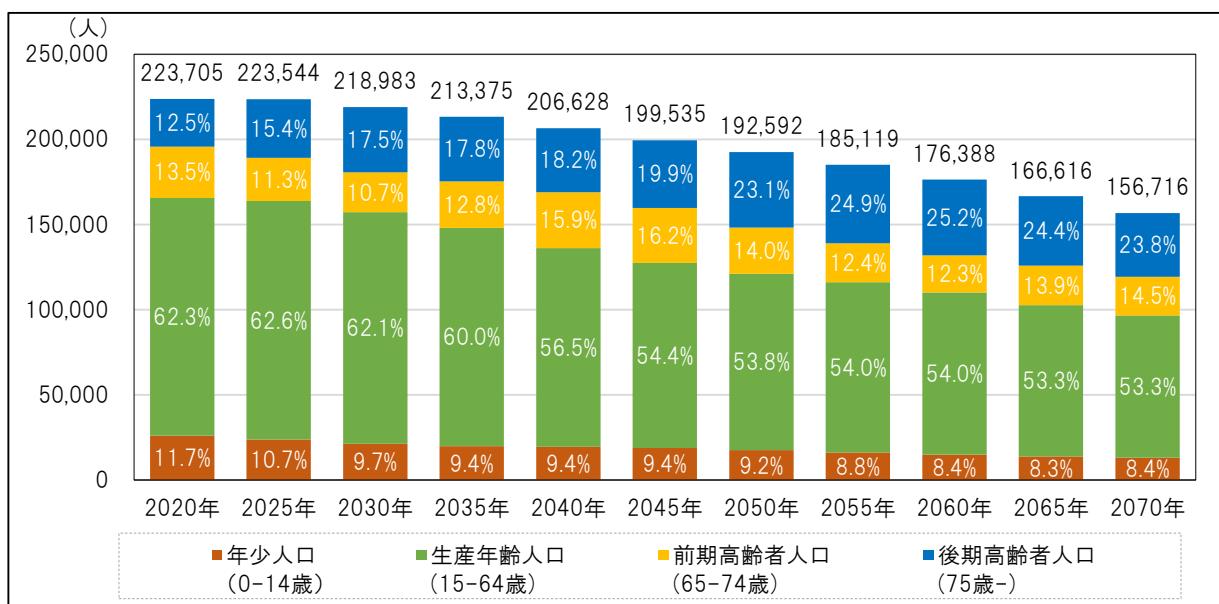
本市を取り巻く社会経済情勢の変化は、行政運営の様々な分野に大きく影響を及ぼしており、留意すべき事項は、次のとおりです。

(1) 人口減少・超高齢社会の更なる進展

本市の人口は減少傾向が続いている、令和52(2070)年に約15万6千人になると予測されています。また、生産年齢人口(15~64歳)の割合は令和2(2020)年には62.3%でしたが、30年後の令和32(2050)年には53.8%となり、約10ポイント減少する見込みです。一方で、65歳以上の老人人口の割合は令和2(2020)年は26.0%でしたが、令和32(2050)年には37.1%と増加が見込まれます。こうした中で、労働力の減少による地域経済の活力低下や扶助費²・医療費等の社会保障関連経費の増加、地域の社会・経済活動の担い手等の不足が懸念されています。

人口減少を受け止めた上で、持続可能なまちづくりを行うとともに、こどもから高齢者まで誰もが自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられる「地域包括ケア³社会」の実現が求められます。

今後の人口の見通し（年齢4区分別人口）



出典：厚木市作成

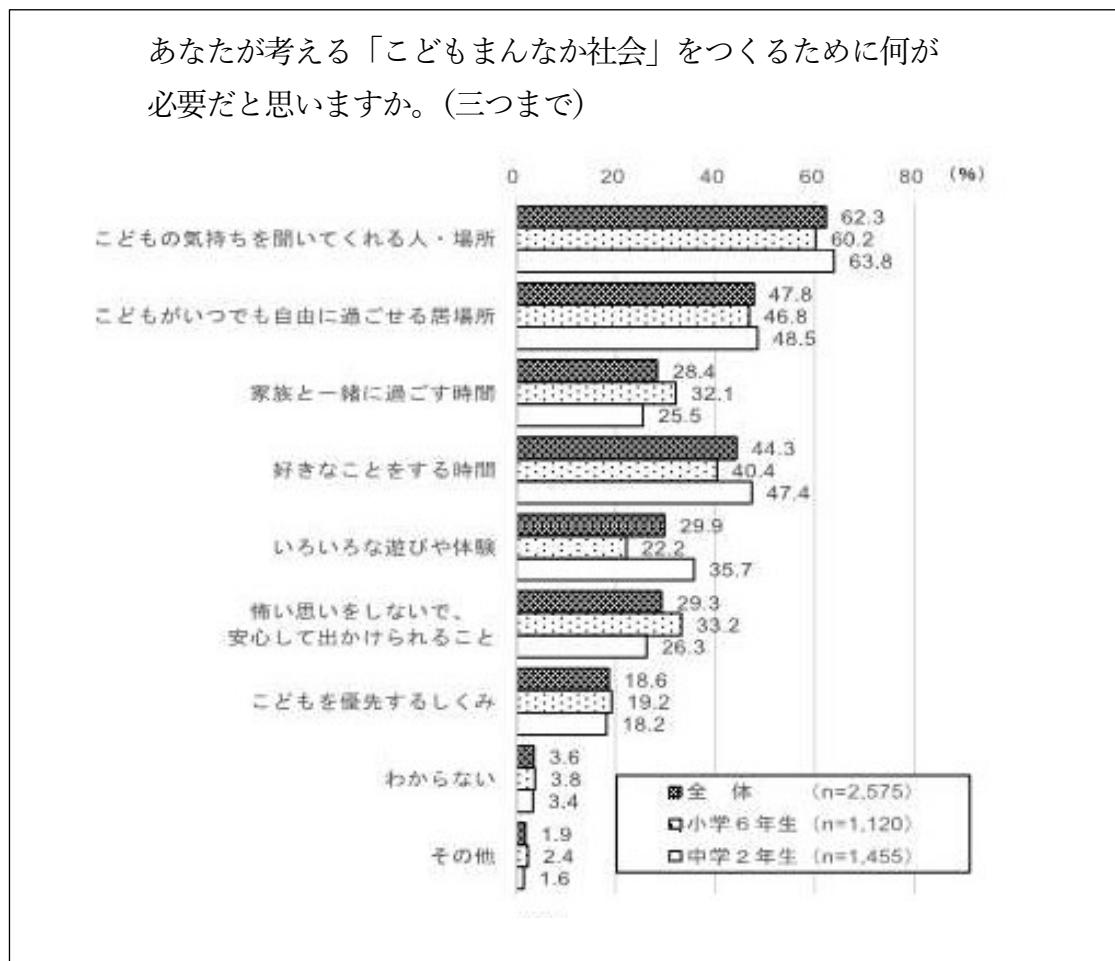
² 社会保障制度として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費の性質別歳出の分類。

³ 「医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される」という考え方。

(2) こどもまんなか社会の実現

全国的に、急速な少子化の進行や人口減少に歯止めがかからない中、こども基本法に基づく国の「こども大綱」では全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すとしています。本市においても、こども・若者の多様な人格・個性を尊重し、本人にとっての最善の利益を第一に考えながら、こども・若者のライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するとともに、社会全体で子育てに対する理解を深めることが求められます。

G I GAスクール端末を活用した小・中学生へのアンケート結果



出典：厚木市「こども・若者の意向調査結果」から作成

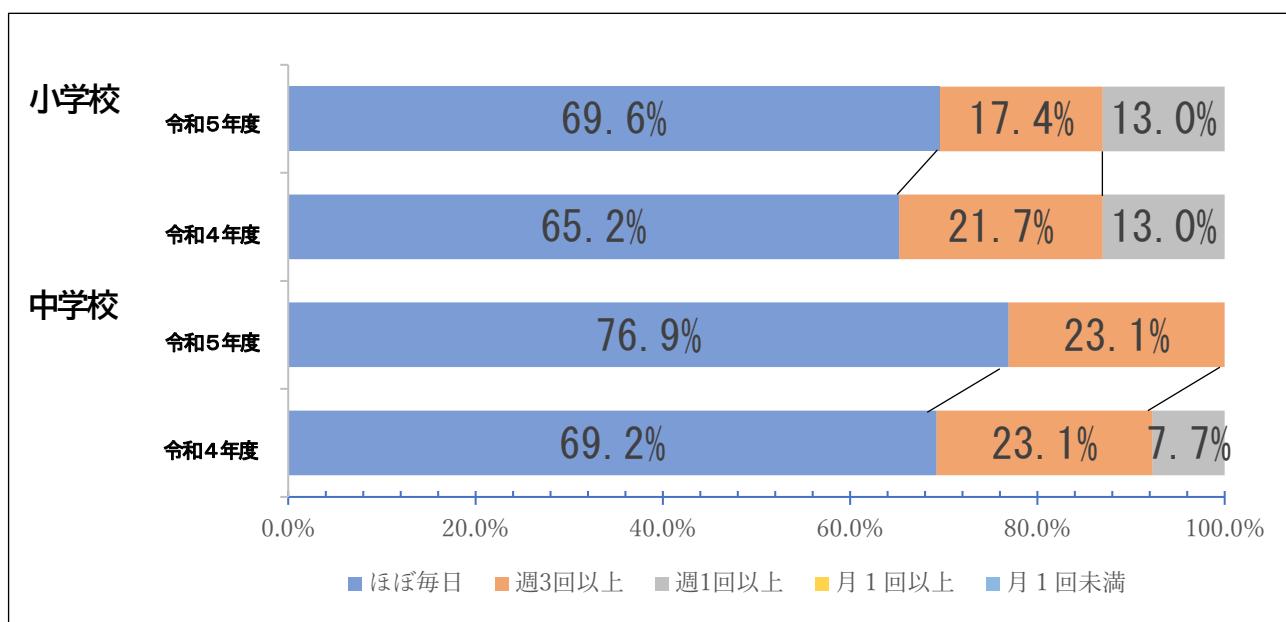
(3) 多様な教育ニーズへの対応

多様なこどもたちが共に生活する小・中学校では、全てのこどもの可能性を引き出すための教育環境の整備が必要とされています。こうした中で、学びの場において、GIGAスクール端末⁴などのICT⁵環境を最大限に活用した「個別最適な学び」⁶と「協働的な学び」⁷を一体的に充実させる授業づくりや、児童・生徒一人一人の個性を「長所・強み」と捉え、不登校や外国籍児童・生徒などを含めた様々な支援機能を活用することで個性を伸ばすインクルーシブ教育⁸システムの充実が求められています。

また、地域コミュニティの活性化や多様なニーズに対応した社会教育の充実に向けて、家庭・地域・社会教育施設の更なる連携強化による多様な学びの場の提供が必要となっています。

さらに、人生100年時代において、社会人の学び直し（リカレント教育）の必要性が高まっており、市内大学・市民団体との連携による講座を始めとする幅広い生涯学習の場の提供など、「いつでも、どこでも、誰でも、気軽に学習することができる環境」の充実が求められています。

授業における児童・生徒のGIGAスクール端末利用頻度



出典：厚木市作成

⁴ 児童・生徒1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全てのこどもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的とするGIGAスクール構想に位置付けられたタブレット端末など。

⁵ 情報通信技術と訳され、コンピュータなどのデジタル機器、その上で動作するソフトウェア、情報をデジタル化して送受信する通信ネットワーク及びこれらを組み合わせた情報システムやインターネット上の情報サービスなどの総称。

⁶ 多様なこどもたちを誰一人取り残すことなく育成する学び。

⁷ こどもたちの多様な個性を最大限にいかす学び。

⁸ 共生社会の実現に向け、全てのこどもが同じ場で共に学び共に育つための教育。

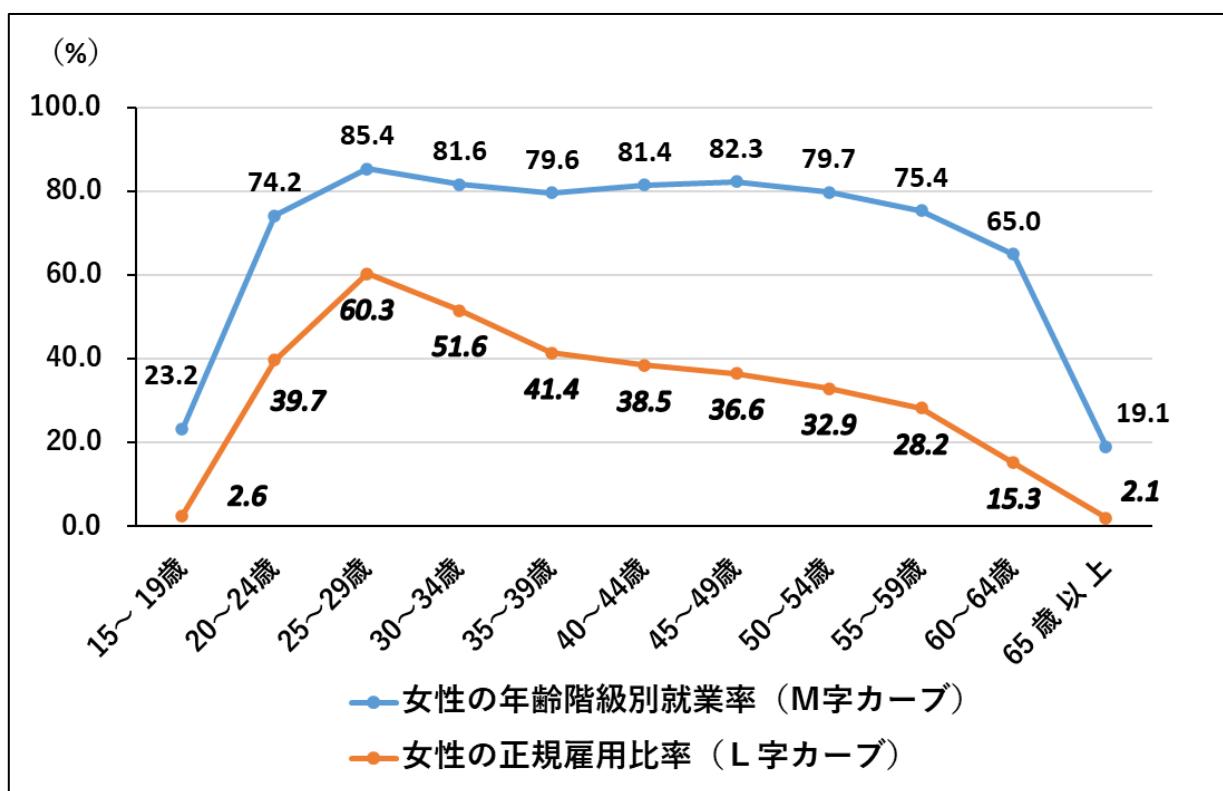
(4) 女性の活躍促進

我が国における女性の就業率は増加傾向にある一方で、出産後の正規雇用率が低下する「L字カーブ」が課題となっており、性別に関わりなく全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくりを進める必要があります。

また、働く女性のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性が活躍し、また、健やかで充実した毎日を送ることができるよう、健康診断の推進や休暇制度等の福利厚生の充実、性差に対する理解の促進やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）の解消を図り、自分らしく生きられる家庭・職場・地域等の環境づくりが求められます。

さらに、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など、複雑化・多様化・複合化しているため、困難な問題を抱える女性のニーズに応じた切れ目のない支援を行うとともに、相談体制の充実や啓発活動等に取り組む必要があります。

女性の就業状況（令和6（2024）年）



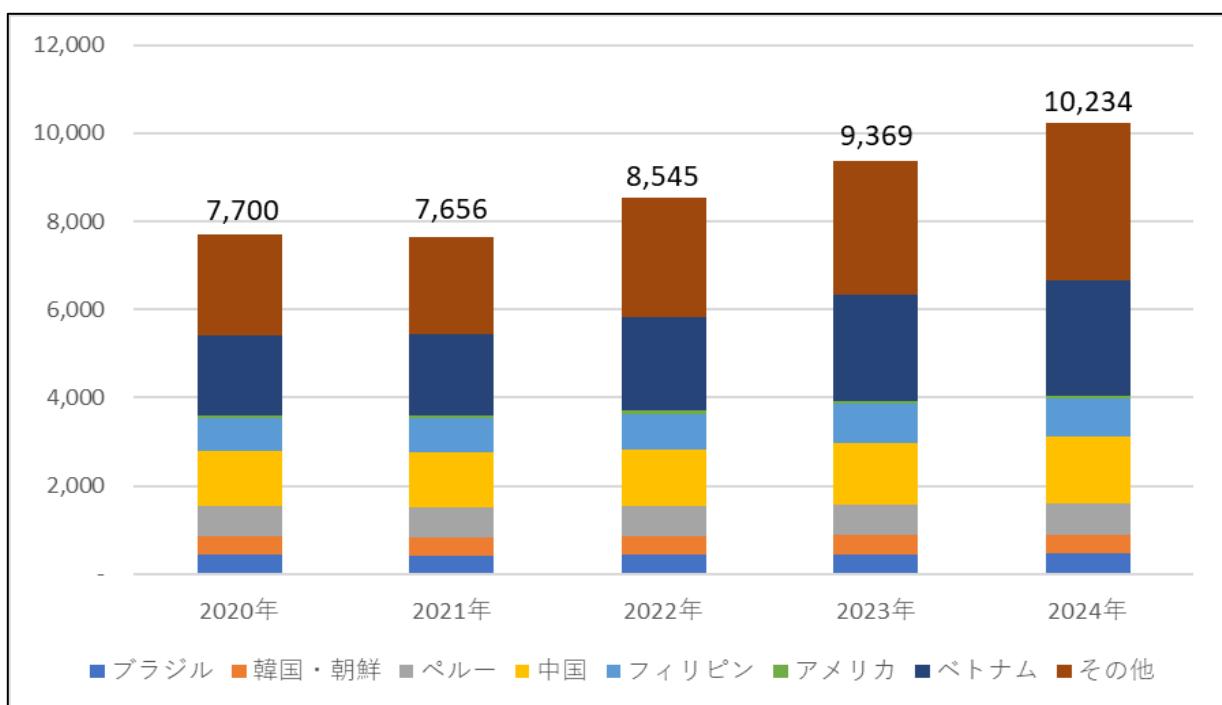
出典：総務省「労働力調査」から作成

(5) 多文化共生への取組

本市在住の外国人住民は、新型コロナウイルス感染症拡大による渡航制限の影響を受け、令和2(2020)年から令和3(2021)年まではほぼ横ばいでしたが、近年増加傾向にあります。今後、在留資格「特定技能」⁹の対象拡大などを背景として、更に増加することが見込まれます。

外国人住民が快適な地域生活を送れるよう、日本語教育を充実させるなどの支援を行うとともに、異文化交流や円滑なコミュニケーション及びネットワーク形成等を図り、国籍の異なる人々がお互いの違いを認め合い、共に社会を支え合いながら暮らすことができる多文化共生のまちづくりが求められます。

外国人住民の推移



出典：厚木市「統計あつぎ」から作成

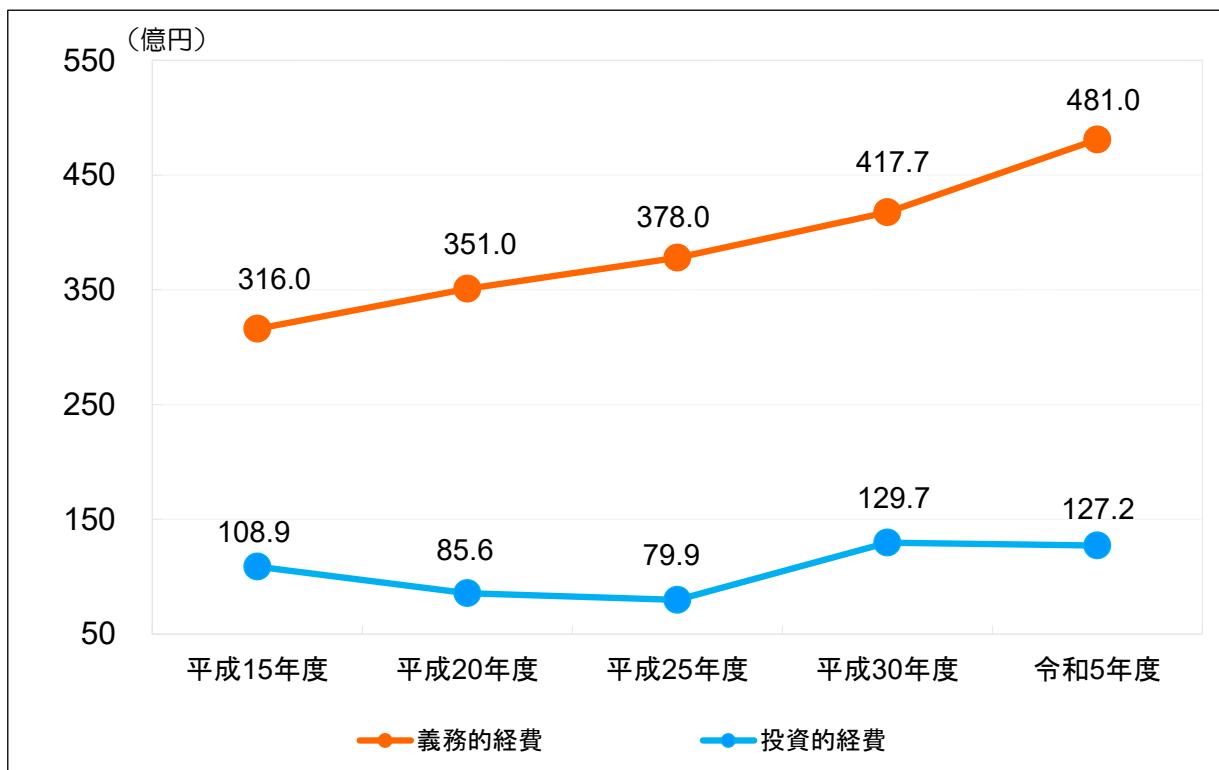
⁹ 国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度。

(6) 財政の状況

本市は、昭和39(1964)年度から普通交付税不交付団体¹⁰として自主自立した財政運営を維持していますが、扶助費（社会保障に要する経費）を始めとする義務的経費¹¹が増加傾向にあるほか、経常的な経費の増加が見込まれています。

引き続き自主自立した財政運営を維持していくため、将来の税収につながる都市基盤整備、適切な公共施設の管理や事業の選択と集中による支出の削減など、効率的かつ効果的な財政運営を図ることが必要です。

義務的経費と投資的経費の推移



出典：厚木市「あつぎの財政状況2024」

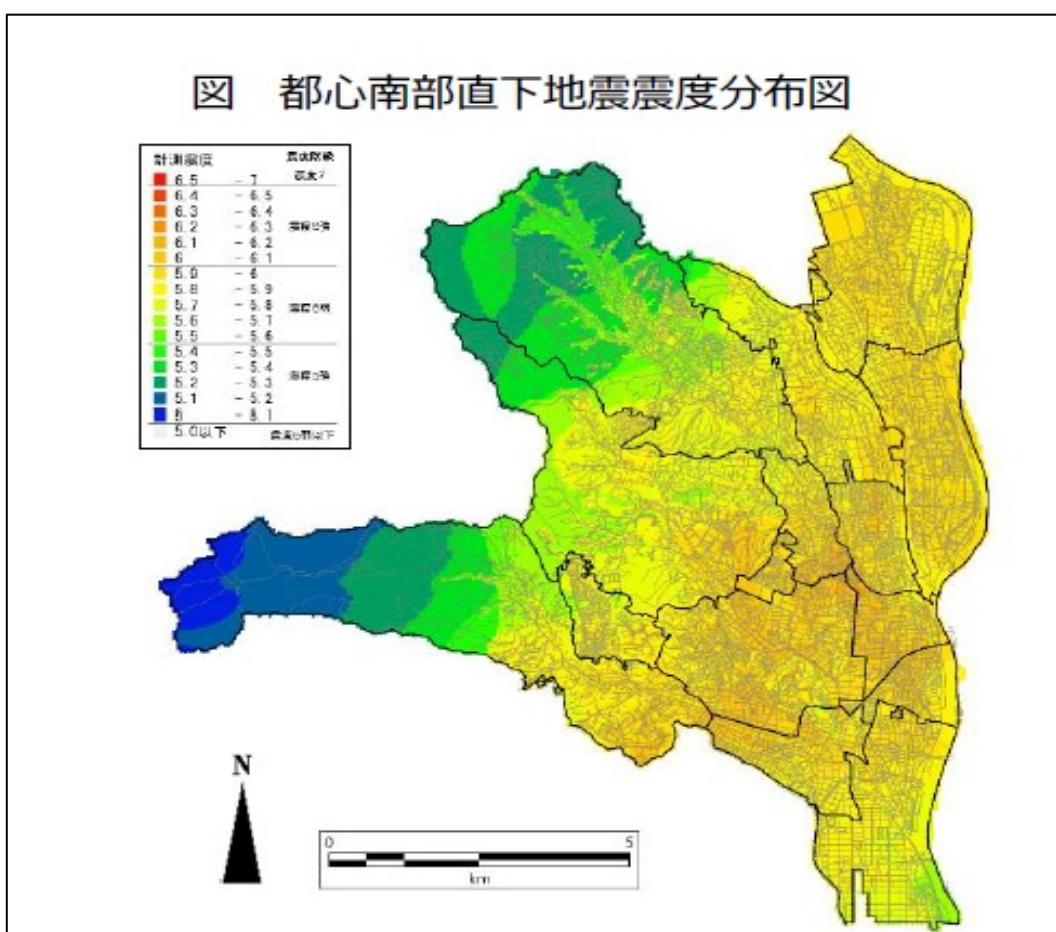
¹⁰ 地方公共団体の一般的な財政需要に対する財源不足額に見合いの額として算定され交付される普通交付税を交付されていない地方公共団体

¹¹ 地方公共団体の歳出のうち、人件費、扶助費、公債費。その支出が義務付けられ任意に削減できない、極めて硬直性の強い経費。

(7) 自然災害への対応

近年、地球温暖化の影響により、大雨や大型台風等の気象災害が激甚化しています。また、都心南部直下地震の発生リスクが高まっているとともに、南海トラフ巨大地震¹²の30年以内発生確率が引き上げられています。さらに、活火山である富士山や箱根火山等の本市西方諸火山が噴火した場合、本市域においても、降灰、小さな噴石、降灰後土石流の発生等、火山災害による被害が想定されています。自助・共助・公助¹³の連携を強化し、災害から命と暮らしを守るまちづくりがより一層必要となっています。

経年劣化が進む道路・下水道といった都市インフラの効果的な更新によって、老朽化による事故の未然防止や防災・耐震性能の向上を図るとともに、災害からの早期復興に向けた事前準備を充実させるなど、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策の強化・充実を図る必要があります。



出典：厚木市「厚木市国土強靭化地域計画」

¹² 駿河湾から日向灘中にかけてのプレート境界を震源域としておおむね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震。日本で発生が想定される最大級の地震であり、複数の巨大地震が時間差発生し、超広域にわたる甚大な被害が想定されている。本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。

¹³ 自ら災害に備える「自助」、地域での助け合いによる「共助」及び市の取組である「公助」。

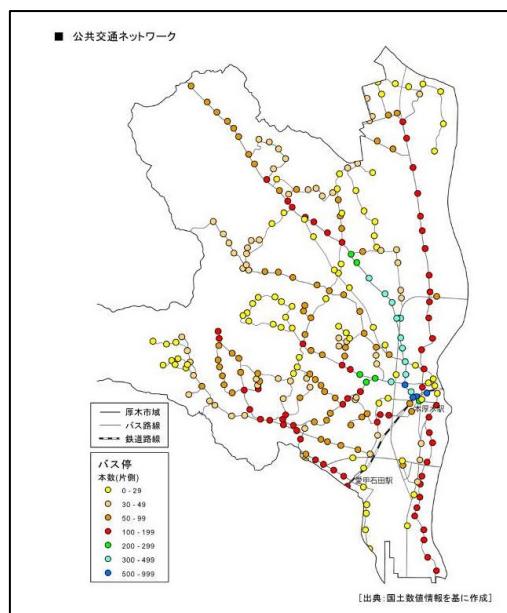
(8) 交通環境の維持・向上

本市の広域道路ネットワークは、東名高速道路が横断し、圏央道が縦断する広域交通の要衝の地となっています。さらに、現在整備が進められている厚木秦野道路が完成することにより、市内に7か所のインターチェンジが配置され、経済・文化の発展、観光振興などの面において、一層の効果が期待されています。今後、交通利便性の高い地区においては、周辺の住環境や自然環境への配慮が求められます。

また、市内には、本厚木駅と愛甲石田駅周辺を中心に放射状に幹線道路が伸びており、これらの幹線道路には、郊外や市外に向け多くの路線バスが運行され、市街地の広い範囲をカバーしています。人口減少・超高齢社会が進展する中、路線バスの利便性の維持・向上を図るとともに、公共交通不便地域における日常生活に必要な移動手段の確保に取り組む必要があります。



出典：厚木市作成



出典：国土交通省「国土数値情報」を基に作成

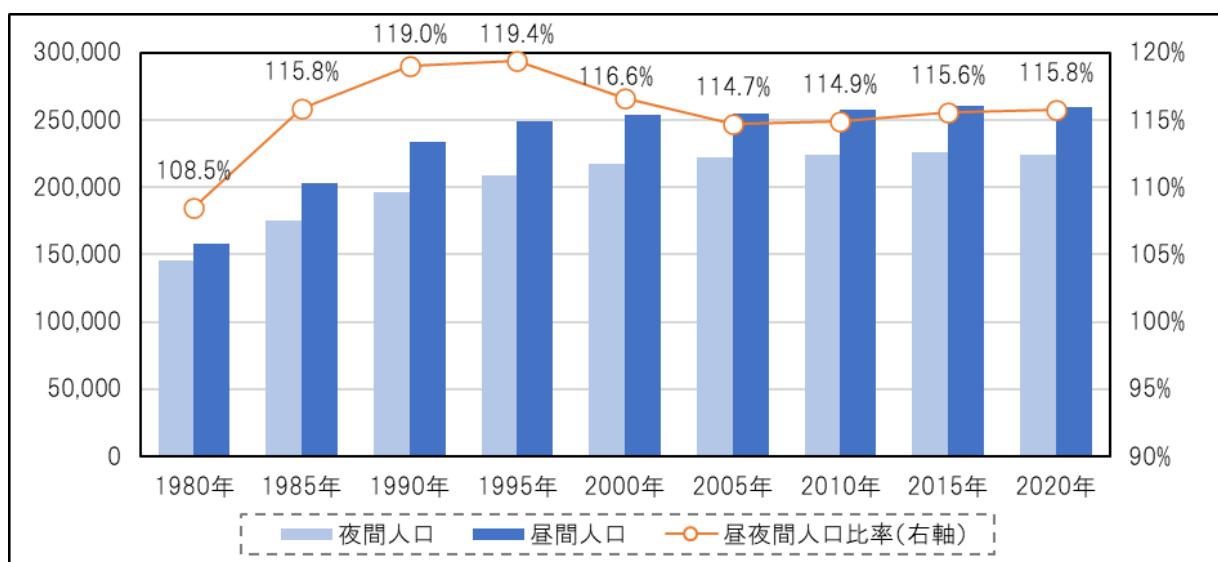
(9) 地域特性をいかした経済の活性化

本市では、多くの企業や大学が集積しているため、昼夜間人口比率¹⁴が全国的に高い水準となっていることや交通の利便性の高さ等から、多くの人が集まりやすい環境となっています。その特性をいかして、持続可能な市内経済の実現を図るため、企業の支援や就職支援等を行い、誰もがやりがいを持って働くことができる環境の整備が求められます。

また、新たな産業用地を創出するとともに、市民の雇用機会の拡大や産業の活性化に資する経済波及効果の高い産業の誘致が必要です。

さらに、スポーツ・文化芸術・歴史などの地域資源を最大限活用した高付加価値型¹⁵の産業・事業を創出するとともに、人口減少に伴い、人材や労働力が希少となることを見込んで、地域に密着した産業やサービスを支える人材の育成や確保を推進することが求められます。

厚木市の夜間人口、昼間人口、昼夜間人口比率の推移



年次		夜間人口	昼間人口	昼夜間人口比率(右軸)	流入超過
1980年	S55	145,252	157,592	108.5%	12,340
1985年	S60	175,570	203,334	115.8%	27,764
1990年	H2	196,613	234,055	119.0%	37,442
1995年	H7	208,578	249,056	119.4%	40,478
2000年	H12	217,352	253,488	116.6%	36,136
2005年	H17	221,840	254,496	114.7%	32,656
2010年	H22	224,420	257,772	114.9%	33,352
2015年	H27	225,714	260,884	115.6%	35,170
2020年	R2	223,705	259,057	115.8%	35,352

出典：総務省「国勢調査（各年）」から作成

¹⁴ 夜間人口に対する昼間人口の割合。100%を超過すると、昼間人口の方が多い、他自治体からの通勤・通学者数が他自治体への通勤・通学者数を上回っていることを示している。

¹⁵ 高い機能、新しい機能、使いやすさ、使い心地、デザインの良さなど、利用者にとっての価値を高めること。

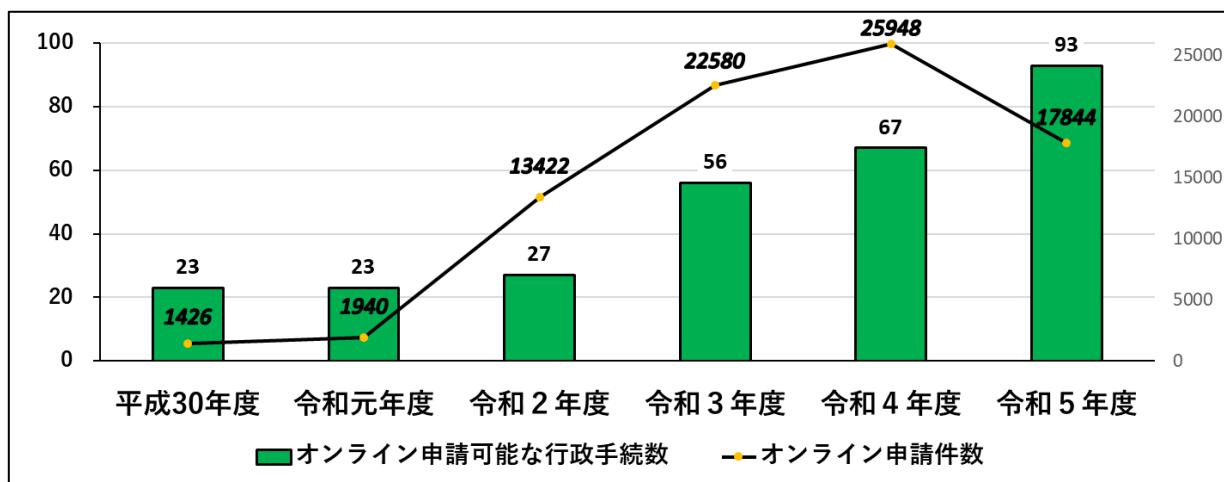
(10) デジタル化の更なる進展

コロナ禍を契機に行政手続のオンライン化が進んだことにより、デジタル化による市民の利便性向上、行政サービスの効率化を図る取組やDX¹⁶推進による地域の課題解決や魅力向上などの取組が必要となります。

また、年齢、性別、障がいの有無、国籍等にかかわらず、誰もが利便性を享受できるデジタル社会の実現が求められていることから、デジタル機器やデジタルサービスの不慣れな方に対して、機器の操作方法等の支援を行う相談窓口を設置するなど、情報格差に配慮した取組が必要です。

今後、更に少子高齢化や人口減少が進み、行政の人的資源が減少する一方で、市民の生活スタイルやニーズは多様化しています。こうした中、新たなデジタル技術やツールなども活用しながら、行政サービスに係る業務内容やプロセスを再構築していく必要があります。こうした取組により、行政における業務の効率化、市民サービスの向上、持続可能な行政サービスの提供体制の確保を図ることが求められます。

e-kana gawa電子申請システムによるオンライン申請可能な行政手続数、
オンライン申請件数の推移



出典：厚木市作成

¹⁶ 「デジタル・トランスフォーメーション」の略で、「デジタルによる変革」を表す。デジタル技術によって、人々の生活をあらゆる面でより方向に変化させること。

(11) SDGsへの取組

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGsの達成に向けては、あらゆる人々の活躍の推進を始め、生産性向上や地域活性化への取組、気候変動対策や循環型社会¹⁷の構築、生物多様性¹⁸や森林等の環境の保全など、先進国を含む全ての国が、世界の課題解決という視点を踏まえながら、多種多様な取組を推進していく必要があります。

本市が推進してきたまちづくりは、SDGsの理念と合致するものであり、今後も「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対して、分野横断的な視点で取り組むことが求められます。



出典：国際連合広報センター

¹⁷ 天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会。

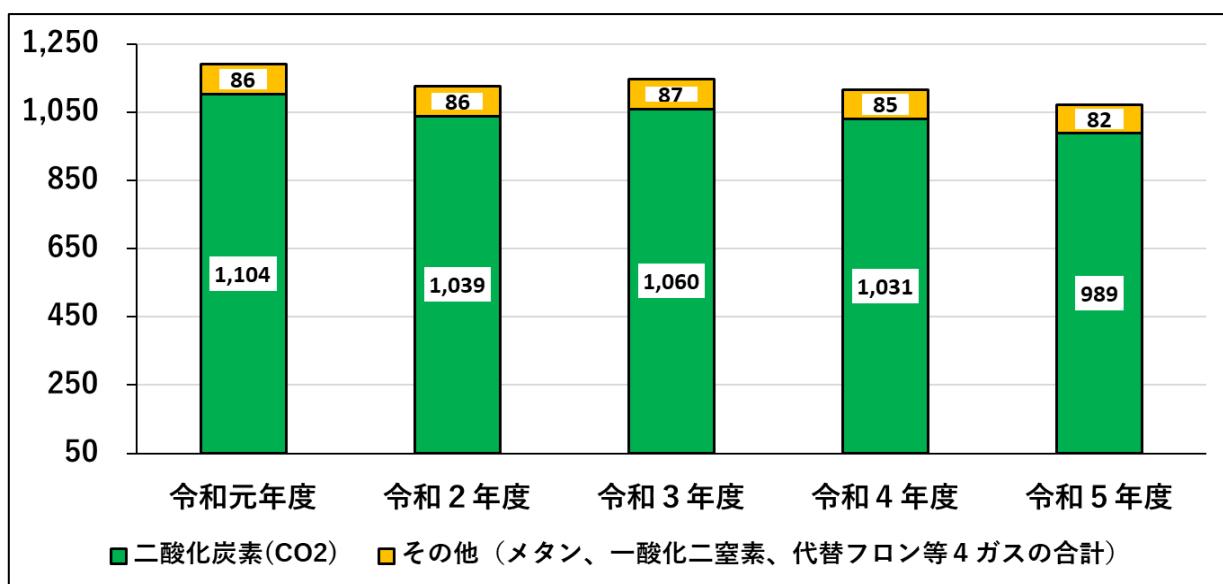
¹⁸ 「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3種類の多様性からできている。

(12) カーボンニュートラル¹⁹の取組

平成27(2015)年にパリ協定²⁰が採択され、世界共通の長期目標として、平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求することとされています。これを受け令和2(2020)年10月、国は令和3(2050)年までに温室効果ガス²¹の排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、本市においても令和3(2021)年に「ゼロカーボンシティ²²」を表明しています。カーボンニュートラルの達成に向けては、誰もが無関係ではなく、あらゆる主体が引き続き取り組む必要があります。

特にエネルギー由来の温室効果ガスの排出を抑制するため、化石燃料²³から再生可能エネルギー²⁴等のクリーンエネルギーを中心に転換し、エネルギー安定供給確保と経済成長・脱炭素の実現（GX）を目指し、再エネ・省エネ・蓄エネを推進する取組が求められます。

全国の温室効果ガス排出量



出典：環境省「温室効果ガス排出量」から作成

¹⁹ 化石燃料などによる温室効果ガスの排出量から森林などによる吸収量を差し引いてゼロになる状態。

²⁰ 令和2(2020)年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み。世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」が掲げられている。

²¹ 温室効果をもたらす気体。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など。

²² 2050年にCO2(二酸化炭素)を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体。

²³ 石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源。

²⁴ 太陽光、風力、地熱、中小水力、バイオマスなどの温室効果ガスを排出せずに生産できるエネルギー。

本市における人口の見通しと まち・ひと・しごと創生総合戦略

本市が将来にわたって活力あるまちであり続けるためには、本市における人口の現状分析及び将来展望に基づき、まちづくりを進めていく必要があります。本章では、本市における人口の見通し及び人口の将来展望の実現に向けて本市が取り組む施策を位置付けた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について記載します。

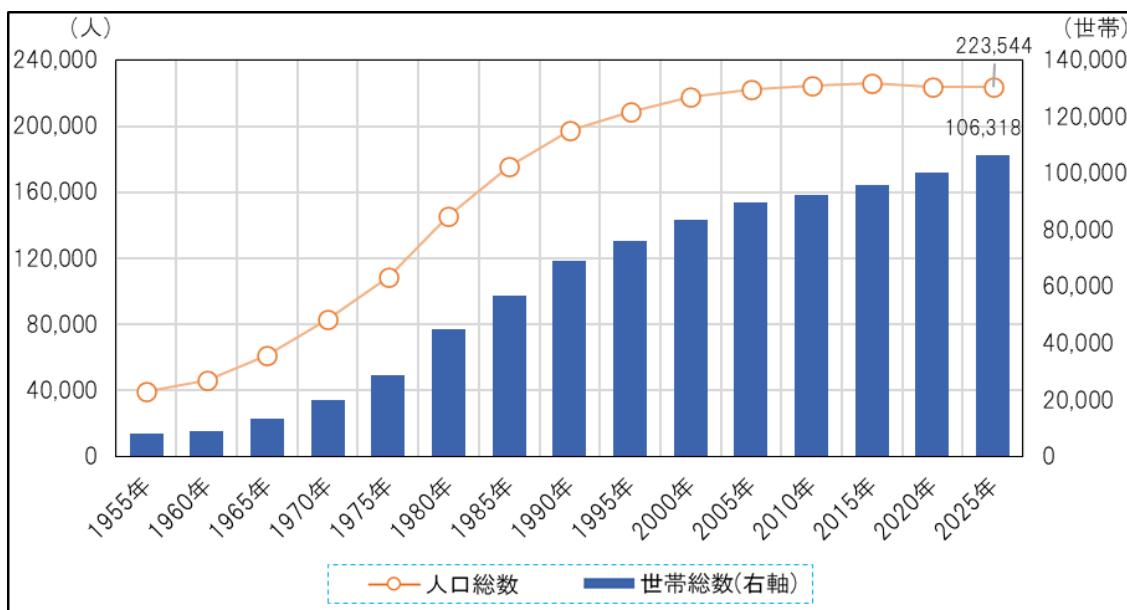
1 人口の推移

(1) 長期的な推移

人口総数は、5年ごとに実施される国勢調査のデータによると、昭和30(1955)年以来長らく増加を続けていましたが、令和2(2020)年からは減少傾向に転じており、令和7(2025)年では223,544人となっています。

世帯数は、一貫して増加を続けており、令和7(2025)年では106,318世帯となっています。

人口総数及び世帯数の長期的な推移



年次		人口総数(人) (年齢不詳含む)	世帯数 (世帯)
1955年	S30	39,409	8,127
1960年	S35	46,239	9,029
1965年	S40	61,383	13,521
1970年	S45	82,888	20,202
1975年	S50	108,955	28,809
1980年	S55	145,392	45,197
1985年	S60	175,600	57,021
1990年	H2	197,283	69,187
1995年	H7	208,627	76,287
2000年	H12	217,369	83,525
2005年	H17	222,403	89,740
2010年	H22	224,420	92,476
2015年	H27	225,714	95,824
2020年	R2	223,705	100,360
2025年	R7	223,544	106,318

出典：昭和30(1955)年～令和2(2020)年：総務省「国勢調査(各年)」

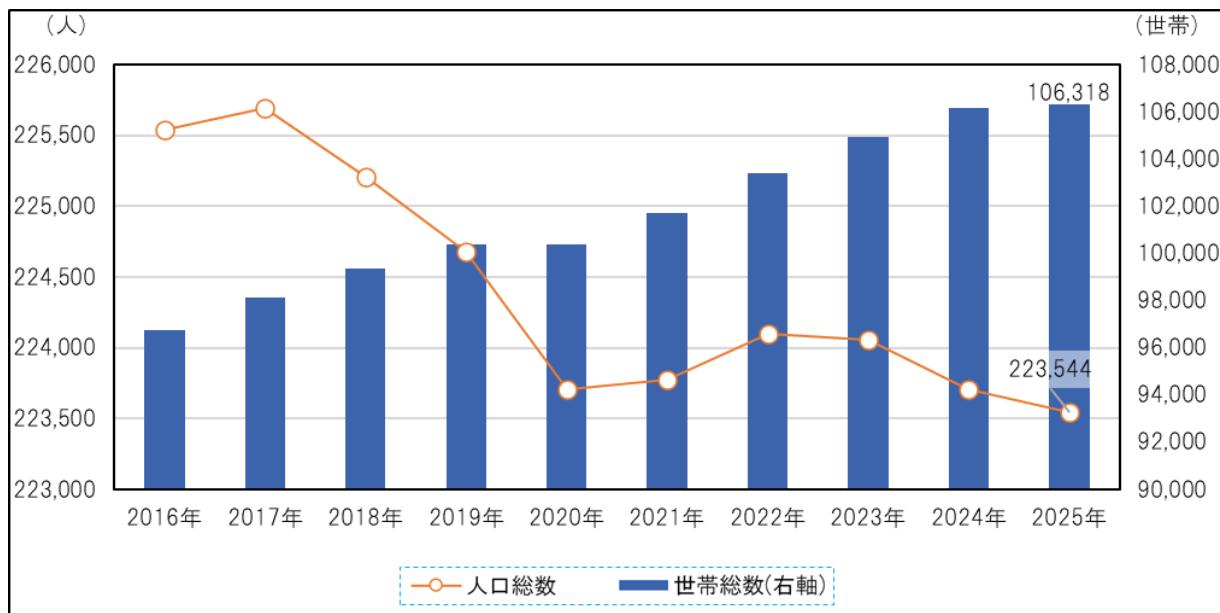
令和7(2025)年：厚木市「統計月報あつぎ(令和7(2025)年1月1日現在)」

(2) 直近10年の推移

直近10年の年次別の人団総数は、平成29（2017）年に最高値となった後、減少傾向に転じておる、令和2（2020）年に大きく減少し、そこから令和4（2022）年にかけて一旦微増したもの、10年間を通してみると減少傾向が続いています。

直近10年の世帯数は、令和2（2020）年に一旦横ばいになったものの、一貫して増加傾向が続いています。

人口総数及び世帯数の直近10年の推移



年次		人口総数	世帯総数(右軸)
2016年	H28	225,541	96,767
2017年	H29	225,693	98,145
2018年	H30	225,204	99,336
2019年	R1	224,677	100,377
2020年	R2	223,705	100,360
2021年	R3	223,771	101,734
2022年	R4	224,095	103,411
2023年	R5	224,058	104,921
2024年	R6	223,704	106,153
2025年	R7	223,544	106,318

出典：平成28（2016）年～令和6（2024）年：厚木市「統計あつぎ（令和6年版）」

令和7（2025）年：厚木市「統計月報あつぎ（令和7（2025）年1月1日現在）」

(3) 年齢4区分別の推移

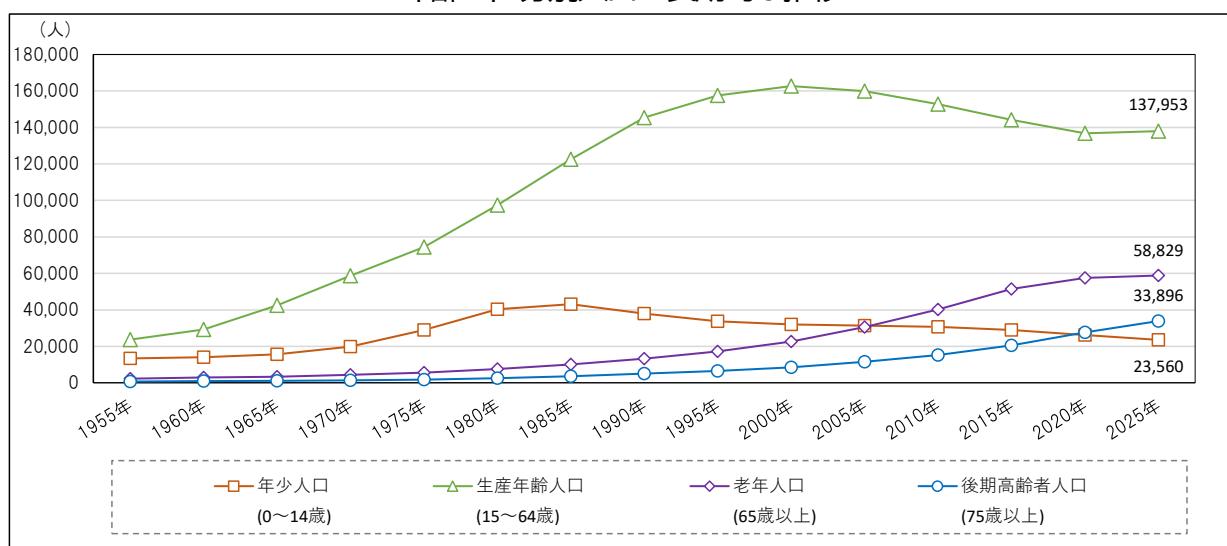
年少人口（0～14歳）は、平成2（1990）年以降緩やかに減少し、平成17（2005）年に老人人口（65歳～）とほぼ同数になり、令和2（2020）年には後期高齢者人口（75歳～）を下回っています。令和7（2025）年には23,560人となっており、人口総数の10.5%を占めています。

生産年齢人口（15～64歳）は、平成17（2005）年以降緩やかに減少しています。令和7（2025）年には137,953人となっており、人口総数の61.7%を占めています。

老人人口は、一貫して増加を続け、令和7（2025）年には58,829人となっており、人口総数の26.3%を占めています。特に、平成2（1990）年以降は急速に増加しており、平成27（2015）年以降、人口総数に対する老人人口の割合（以下「高齢化率」という。）は21%を超え、超高齢社会に突入しています。

後期高齢者人口は、一貫して増加を続け、令和7（2025）年には33,896人となっており、人口総数の15.2%を占めています。

年齢4区分別人口の長期的な推移



出典：総務省「国勢調査（昭和30（1955）年～令和2（2020）年）」

神奈川県「年齢別人口統計調査（令和7（2025）年）」（1月1日時点の暫定値）

年齢4区分別人口の長期的な推移

年次		人口総数(年齢不詳含む)(人)	年少人口(0~14歳)(人)	生産年齢人口(15~64歳)(人)	老人人口(65歳以上)(人)	後期高齢者人口(75歳以上)(人)	年齢不詳(人)
1955年	S30	39,409	13,424	23,672	2,313	707	0
1960年	S35	46,239	14,094	29,244	2,901	907	0
1965年	S40	61,383	15,640	42,417	3,326	1,036	0
1970年	S45	82,888	19,841	58,697	4,350	1,315	0
1975年	S50	108,955	28,989	74,410	5,551	1,735	5
1980年	S55	145,392	40,303	97,406	7,543	2,501	140
1985年	S60	175,600	43,088	122,450	10,032	3,667	30
1990年	H2	197,283	37,973	145,430	13,210	5,111	670
1995年	H7	208,627	33,743	157,581	17,254	6,484	49
2000年	H12	217,369	32,030	162,648	22,674	8,559	17
2005年	H17	222,403	31,394	159,856	30,590	11,559	563
2010年	H22	224,420	30,734	152,804	40,201	15,268	681
2015年	H27	225,714	28,919	144,236	51,432	20,500	1,127
2020年	R2	223,705	26,156	136,825	57,522	27,605	3,202
2025年	R7	223,544	23,560	137,953	58,829	33,896	3,202

年次		年少人口割合	生産年齢人口割合	老人人口割合	後期高齢者人口割合
1955年	S30	34.1%	60.1%	5.9%	1.8%
1960年	S35	30.5%	63.2%	6.3%	2.0%
1965年	S40	25.5%	69.1%	5.4%	1.7%
1970年	S45	23.9%	70.8%	5.2%	1.6%
1975年	S50	26.6%	68.3%	5.1%	1.6%
1980年	S55	27.7%	67.0%	5.2%	1.7%
1985年	S60	24.5%	69.7%	5.7%	2.1%
1990年	H2	19.2%	73.7%	6.7%	2.6%
1995年	H7	16.2%	75.5%	8.3%	3.1%
2000年	H12	14.7%	74.8%	10.4%	3.9%
2005年	H17	14.1%	71.9%	13.8%	5.2%
2010年	H22	13.7%	68.1%	17.9%	6.8%
2015年	H27	12.8%	63.9%	22.8%	9.1%
2020年	R2	11.7%	61.2%	25.7%	12.3%
2025年	R7	10.5%	61.7%	26.3%	15.2%

※割合については、「人口総数(年齢不詳含む)」に対する各年齢区分の人口の割合を示しています。そのため、「年少人口割合」、「生産年齢人口割合」、及び「老人人口割合」の合計が100%にならない場合があります。

出典：昭和30(1955)年～令和2(2020)年：総務省「国勢調査(各年)」

令和7(2025)年：神奈川県「年齢別人口統計調査(令和7(2025)年)」(1月1日時点の暫定値)

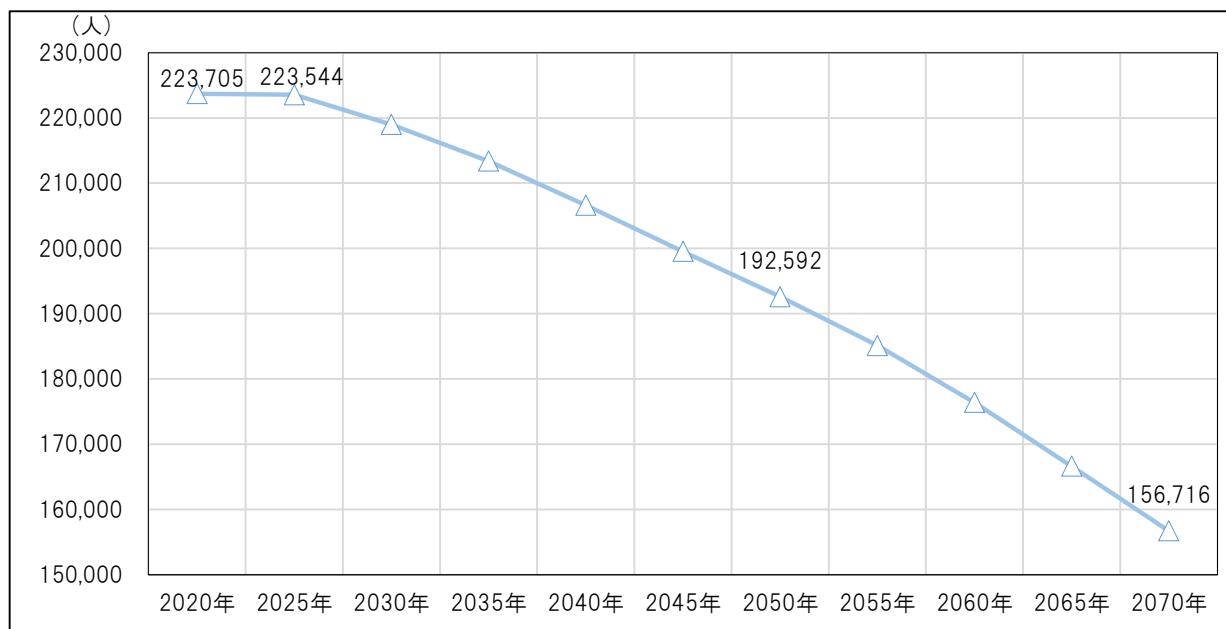
2 人口の将来推計

(1) 将来人口推計

ア 人口総数

「国立社会保障・人口問題研究所推計準拠²⁵」の推計に基づき、本市が将来人口について独自に行った推計（厚木市推計）では、令和32（2050）年に192,592人、令和52（2070）年に156,716人となることが見込まれます。

厚木市推計（人口総数）



出典：令和2（2020）年：総務省「国勢調査」

令和7（2025）年：神奈川県「年齢別人口統計調査（令和7（2025）年）」

その他の年：推計値（厚木市推計）

イ 年齢4区分別人口

年少人口の構成割合は、令和2（2020）年の11.7%から令和32（2050）年には9.2%へと下降することが見込まれています。その後、下降傾向は弱まり、令和52（2070）年には8.4%となることが見込まれます。

生産年齢人口の構成割合は、令和2（2020）年の62.3%から令和32（2050）年には53.8%へと下降することが見込まれています。その後、下降傾向は弱まり、令和52（2070）年には53.3%となることが見込まれます。

²⁵ 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局が、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」に基づき、令和52（2070）年までの将来人口を推計したもの。この推計は、国勢調査結果に基づき、生残率、移動率、子ども女性比、0-4歳性比それぞれについて将来の仮定値を設定し将来人口を推計するコーホート要因法を採用しています。

生残率……ある年齢の人口が5年後に生き残っている率

移動率……ある年齢の5年間の移動数（転入・転出数）を当該年齢の人口で割った値

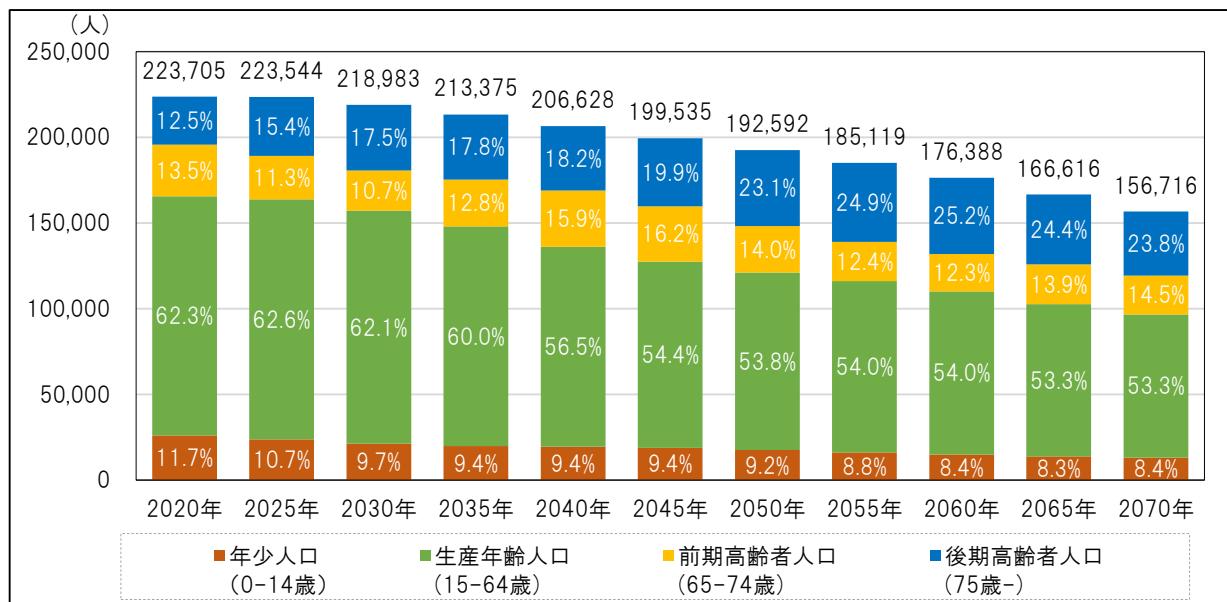
子ども女性比……ある年の0-4歳の人口を、同年の15-49歳女性人口で割った値

0-4歳性比……ある年の0-4歳女性人口100人あたりの0-4歳男性人口

老人人口の構成割合は、令和2(2020)年の26.0%から令和32(2050)年には37.1%へと上昇することが見込まれています。その後、上昇傾向は弱まり、令和52(2070)年には38.3%となることが見込まれます。

後期高齢者人口の割合は、令和2(2020)年の12.5%から令和32(2050)年には23.1%へと上昇することが見込まれます。その後、令和42(2060)年には25.2%まで上昇した後、令和52(2070)年には23.8%となることが見込まれます。

厚木市推計（年齢4区分別人口）



※令和7(2025)年の年齢4区分別人口は、年齢不詳分を按分し、各区別人口に加えています。

出典：令和2(2020)年：総務省「国勢調査」

令和7(2025)年：神奈川県「年齢別人口統計調査(令和7(2025)年)」

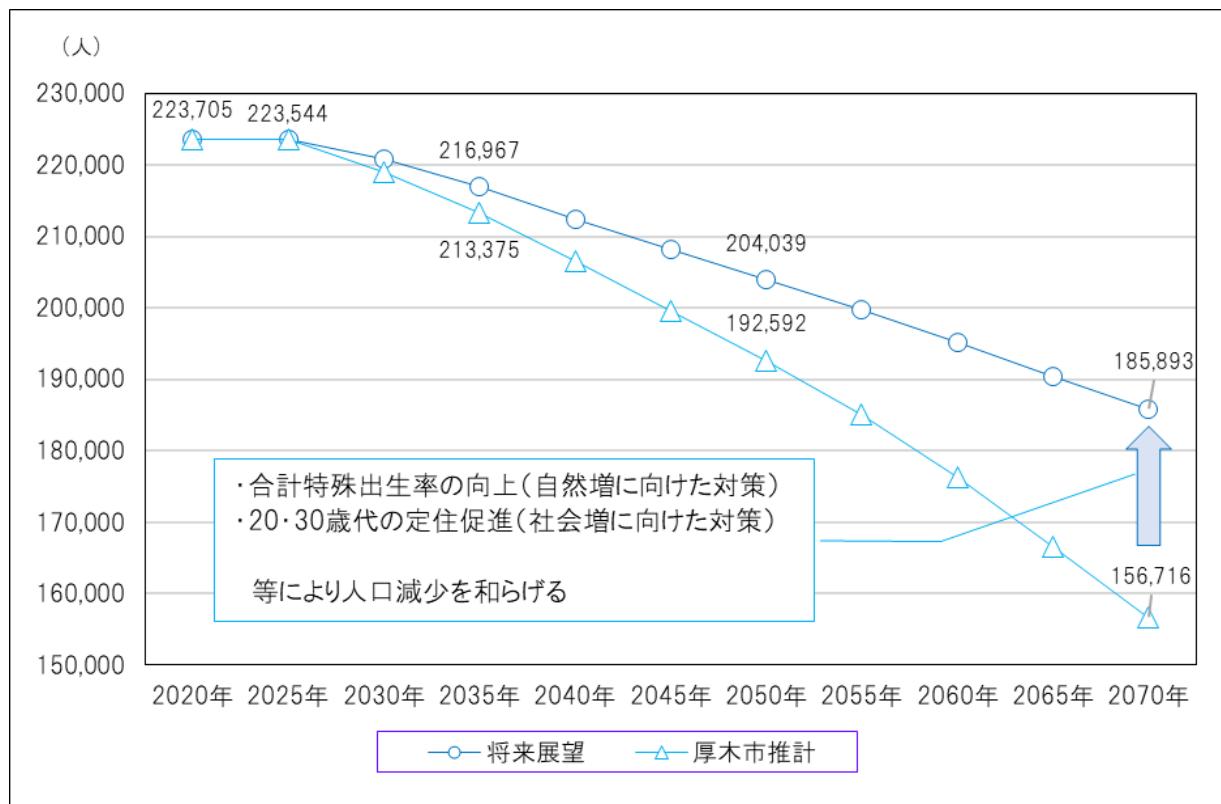
その他の年：推計値(厚木市推計)

(2) 人口の将来展望

ア 人口総数

合計特殊出生率²⁶の上昇や20・30歳代の転出抑制等に取り組むことにより、令和32(2050)年では204,039人、令和52(2070)年では185,893人をそれぞれの年次の目標人口とします。

厚木市推計と将来展望



出典：厚木市作成

²⁶ 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

イ 年齢4区分別人口

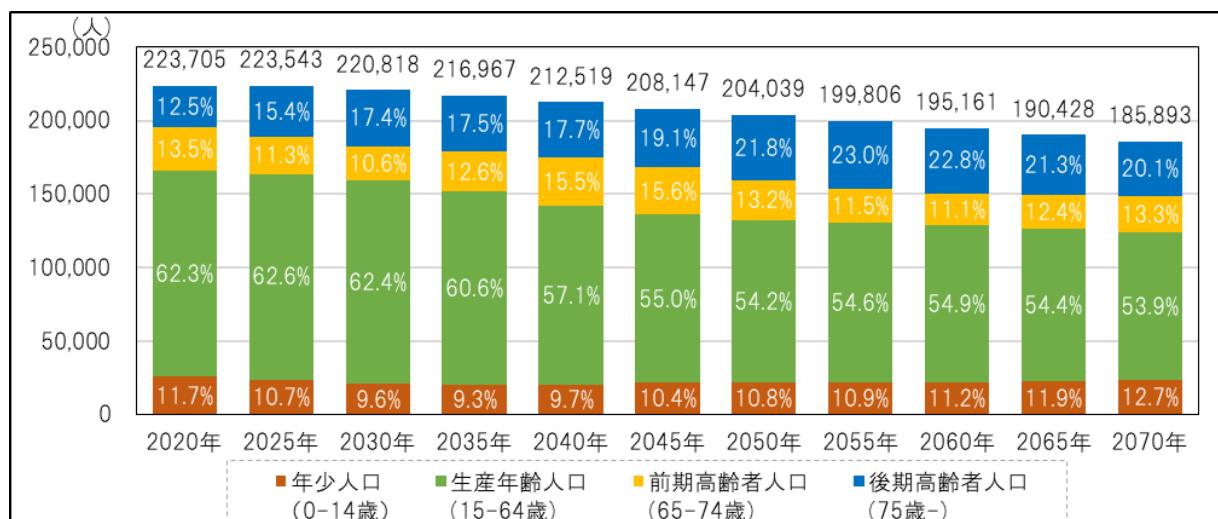
年少人口の構成割合は、令和2(2020)年の11.7%から下降傾向となり、令和22(2040)年以降は上昇に転じることを見込んでいます。

生産年齢人口の構成割合は、令和2(2020)年の62.3%から令和32(2050)年には54.2%に下降することを見込んでいます。その後、下降傾向は弱まり、令和52(2070)年には53.9%となることを見込んでいます。

老人人口の構成割合は、令和2(2020)年の26.0%から令和32(2050)年には35.0%まで上昇した後、令和52(2070)年には33.3%へと下降することを見込んでいます。

後期高齢者人口の構成割合は、令和2(2020)年の12.5%から令和37(2055)年には23.0%まで上昇することを見込んでいます。その後、令和52(2070)年に20.1%に下降することを見込んでいます。

将来展望（年齢4区分別人口）



年次	推計人口 総数 (人)	年少人口 (0-14 歳) (人)	生産年齢 人口 (15-64歳) (人)	老人人口 (65歳-) (人)	後期高齢 者人口 (75歳-) (人)	年少人口 割合	生産年齢 人口 割合	老人人口 割合	後期高齢 者人口割 合	
2020年	R02	223,705	26,176	139,429	58,100	27,905	11.7%	62.3%	26.0%	12.5%
2025年	R07	223,544	23,902	139,953	59,689	34,392	10.7%	62.6%	26.7%	15.4%
2030年	R12	220,818	21,280	137,766	61,772	38,340	9.6%	62.4%	28.0%	17.4%
2035年	R17	216,967	20,229	131,431	65,307	37,935	9.3%	60.6%	30.1%	17.5%
2040年	R22	212,519	20,700	121,377	70,442	37,569	9.7%	57.1%	33.1%	17.7%
2045年	R27	208,146	21,576	114,474	72,096	39,728	10.4%	55.0%	34.6%	19.1%
2050年	R32	204,039	21,960	110,656	71,423	44,420	10.8%	54.2%	35.0%	21.8%
2055年	R37	199,806	21,801	109,023	68,982	46,028	10.9%	54.6%	34.5%	23.0%
2060年	R42	195,161	21,769	107,174	66,218	44,482	11.2%	54.9%	33.9%	22.8%
2065年	R47	190,428	22,598	103,641	64,189	40,642	11.9%	54.4%	33.7%	21.3%
2070年	R52	185,893	23,668	100,251	61,974	37,323	12.7%	53.9%	33.3%	20.1%

出典：厚木市作成

3 まち・ひと・しごと創生総合戦略

(1) 計画の趣旨

国は、人口減少時代の中、地域社会の維持や人口減少の克服という課題に対応するため、平成26(2014)年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、同年12月には、人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び国の5か年の政策目標・施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

本市においても、国の取組を踏まえ、本市における人口の現状を分析し、人口の将来展望と目指すべき将来の方向を示した「厚木市人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）」を策定するとともに、本市の実情に応じた人口減少を和らげるための施策を位置付ける「厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」を策定し、将来にわたって活力あるまちの維持・発展を目指して取組を進めてきました。

(2) 厚木市総合計画と総合戦略の関係

厚木市総合計画は、急激な人口減少によるまちの活力低下を防ぐため、将来の目標人口を設定し、本市が取り組む全ての施策を位置付け、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための計画です。

一方、総合戦略は、人口ビジョンの現状分析を踏まえ、「まち」「ひと」「しごと」の三つの視点での方向性・施策をまとめたものです。人口ビジョンで掲げた人口の将来展望の実現に向けた分野横断的な取組を位置付けています。

このように、両計画では人口減少という直面する大きな課題に対する施策を位置付け、その克服に向けた取組を進めていることから、中長期的な施策の方向性など共通する考え方を有しています。

(3) 厚木市総合計画と総合戦略の一体化

総合戦略については、人口減少・超高齢社会への対応を始め、厚木市総合計画におけるまちづくりの方向性と共通する目標を有していることから、総合計画と一体化し、計画の推進・進捗管理等を一体的に行うことにより、より効果的・効率的な運用を図っていこうとするものです。

長期ビジョン

本章では、総合計画を構成する「長期ビジョン」及び「アクションプラン」のうち、「長期ビジョン」についてお示しします。「長期ビジョン」とは、本市が目指す将来都市像と、これを実現するための六つのまちづくりの目標（政策）や施策の方針、施策体系、重点プロジェクトを定めるものです。

1 将来都市像

本市の将来都市像（目指すまちの姿）を次のとおり定めます。

つながる未来都市-A-T-S-U-G-I-

A (アンビシャス) ・・・ 未来を切り拓く

T (トゥゲザー) ・・・ 共に創る、育む

S (セイフ) ・・・ 安心と安全

U (ユニーク) ・・・ ほかにはない

G (グリーン) ・・・ 自然と共に

I (Inspire) ・・・ 創造と発見

【未来へのメッセージ】

「つながる未来都市-A-T-S-U-G-I-」は、人・技術・自然が「つながる」ことで実現します。先進技術と伝統、都市と自然、多様な市民が調和することで、新しい価値を創造し、市民がふるさと厚木に愛着と誇りを持てる「共創のまち」を目指します。

自然と人、技術と文化・芸術が地域と共に発展し、安心・安全で、住む人だけでなく、訪れる人も感動する、全国・全世界から憧れを抱かれる魅力あるまちづくりを進めます。

2 将来の目標人口

全国で人口減少と出生数・出生率の低下が想定を超えるペースで進み、今後、本市においても人口は更に減少していくことが見込まれています。当面は人口が減少するという事態を受け止めた上で、将来都市像の実現に向けた施策を計画的に取り組むとともに、人口減少に対する分野横断的な取組を進めることで、令和17(2035)年の人口を217,000人とすることを目指します。

3 土地利用の方針

本市は、豊かな自然環境に恵まれるとともに、交通の要衝としての優位性をいかし、県央地域における拠点都市として発展を遂げてきました。

人口減少が進む中、今後の土地利用においては、地域コミュニティや日常生活に不可欠なサービスを維持するための将来を見据えた拠点づくりや、災害から市民を守るための取組が求められています。

このようなことから、主要な都市機能の配置と連係の在り方を将来都市構造に定め、都市的土利用²⁷と自然的土利用²⁸のバランスを図りながら、次の視点で計画的な土地利用を進めます。

【土地利用の視点】

(1) 持続的に発展し続けるための土地利用

市内の広域をカバーするバス路線をいかした、コンパクト・プラス・ネットワーク²⁹型の都市づくりの更なる充実を図り、誰もが快適に暮らすことができる生活空間を創造するとともに、交通の要衝としての優位性をいかし、新たな産業の創出や新たな産業拠点の整備、広域的な交流による都市活力の活性化を図るなど、地域の個性や魅力をいかしながら、持続的に発展し続けるための土地利用を進めます。

(2) 豊かな自然環境を保全・活用するための土地利用

市民の生活に潤いとゆとりを与え、多様な生物が生息する本市の豊かな自然環境を次世代へと引き継いでいくとともに、農地の適正管理と保全を図ります。また、農地が有する多面的な機能を活用し、豊かな自然と生活空間が調和した土地利用を進めます。

さらに、緑地については、特別緑地保全地区を指定することで、災害対応機能や生物多様性の確保など、緑地の質の向上、緑地の機能の維持及び増進を図ります。

(3) 安心・安全を実現するための土地利用

ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策の推進に向け、災害リスクを考慮した土地利用を進めます。

【将来都市構造】

基本的な土地利用の方針を示す「ゾーン」、にぎわいの創出や生活利便性の向上、産業の活性化を図る「拠点」、生活・産業活動・観光などにおける円滑な移動を支える「軸」により構成します。

²⁷ 住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路など、主として人工的施設による土地利用

²⁸ 農地に加え、自然環境の保全のために維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用

²⁹ 人口減少、高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療、福祉、商業等の生活機能を確保し、市民が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連係して、コンパクトなまちづくりを進めること

将来都市構造図



拠点の整備方針

1 都市中心拠点【本厚木駅周辺】

県央地域の自立をけん引する広域拠点都市として、商業・業務、行政及び文化などの多様な都市機能の集積や交通結節機能の充実を図ります。また、居心地が良く、歩きたくなる市街地の創出による魅力ある拠点を形成します。

2 都市拠点【愛甲石田駅周辺】

地域住民の生活を支えるとともに、産業・地域交流拠点に接する地域特性をいかした働く人の交流・滞留機能を有する都市拠点を形成します。また、地域の生活を支える商業・業務等の都市機能の集積と、駅へのアクセス性を高める周辺整備や快適で円滑な乗り換えが可能となる交通結節機能の充実を図ります。

3 産業・地域交流拠点【東部拠点、北寄拠点、森の里拠点、玉川拠点、西部拠点、南部産業拠点】

インターチェンジに接続した立地条件をいかした多様な産業の集積を図り、防災機能を備えた拠点の形成を目指します。また、既存産業の操業環境の向上により、経済活動の活性化を図るとともに、周辺の住環境や自然環境との調和と、地域の特性をいかし、都市や地域の活力を生み出す土地利用を推進します。

4 地域生活拠点

郊外部などの地域の生活を支える拠点として、日常生活に必要な商業施設、福祉・医療施設などの生活利便施設の維持・誘導を図ります。また、コミュニティ交通等の拠点として周辺地域の生活利便性を高めます。

4 重点プロジェクト（まち・ひと・しごと創生総合戦略）

（1）目的

将来都市像や人口ビジョンにおける人口の将来展望の実現を図るため、分野横断的に施策を推進する重点プロジェクトを位置付けます。

（2）構成

重点プロジェクトは、本市における「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とし、まちづくりの新たな局面への対応を図るための三つの戦略と、各戦略に応じた重点テーマや取組により構成します。

また、各戦略には達成度合いを測る数値目標を設定するとともに、重点テーマの進捗を測る重要業績評価指標（KPI）³⁰を設定し、総合計画と一体的に効果検証を行っていきます。

（3）三つの戦略

将来都市像の実現に向けて、本市の実情に応じた人口減少を和らげるための施策を戦略的に進めるために、「住みたい」「育てたい」「働きたい」をキーワードとする三つの戦略を掲げ、分野横断的に取組を進めます。

【数値目標における目標値の考え方】

本市の人口は、人口ビジョンにおける推計（厚木市推計）のとおり、国と同様、今後も減少が続していくものと見込まれます。このような中で、持続可能なまちづくりを進めるためには、当面は人口が減少するという事態を受け止めた上で、将来都市像の実現に向けた施策を講じていく必要があります。

そのため、総合計画の重点プロジェクトにおける、人口に係る数値目標は、人口減少のペースを緩和し、将来的に一定のレベルで歯止めがかかることを目指す、施策の効果を見込んだ将来の人口の推計（将来展望）を踏まえた目標値を設定します。

（1）厚木市推計

厚木市推計とは、本市の人口がどの程度まで減少するかを示すものです。

（2）将来展望

将来展望とは、本市が取り組む施策の効果を見込んだ場合の将来人口の推計であり、本市が目指すべき目標人口を示すものです。

³⁰ 目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定するための指標

【戦略】	【重点テーマ】
戦略1（住みたいまち） 厚木の魅力を伸ばし、住みたい住み続けたいまちをつくる	①新たな人の流れを生み出すまちづくり ②新たな発見がある魅力的なまちづくり ③穏やかに暮らせる安心・安全な環境づくり
数値目標 総人口	④つながり支え合う地域づくり
戦略2（育てたいまち） こどもたちが幸せに暮らし続けられるまちをつくる	①出産・子育ての希望がかなう環境づくり
数値目標 0～14歳人口	②こどもたちが自ら学び成長できる環境づくり
戦略3（働きたいまち） 地域経済の活性化により、発展し続けるまちをつくる	①暮らしとまちを支える産業の活性化によるまちづくり
数値目標 事業所数 従業者数 法人均等割納税義務者数	②人にも企業にも選ばれるまちづくり

戦略1 (住みたいまち)

厚木の魅力を伸ばし、住みたい住み続けたいまちをつくる

魅力あるまちとは、誰もが訪れたくなり、住みたい、住み続けたいと思えるまちであると考えます。本市の玄関口となる中心市街地等を核とした新たな人の流れを生み出す空間づくりや、訪れるたびに新たな発見がある場の創出、地域がつながり合い、いつまでも穏やかに暮らし続けられる環境づくりにより、住む人が誇りを持てる魅力あるまちをつくります。

【重点テーマ】

①新たな人の流れを生み出すまちづくり

- ・本厚木駅北口周辺の一体的かつデザイン・機能性に優れた街並みへの再整備
- ・本庁舎敷地跡地の活用による中心市街地の活性化
- ・心地よい時間を過ごせるエリアを目指した愛甲石田駅周辺の整備
- ・交通利便性の高い広域的な道路網の整備

②新たな発見がある魅力的なまちづくり

- ・スポーツ、文化芸術、歴史など新たな発見や感動を得られる環境づくり
- ・観光や自然環境など地域に根差した資源を活用した取組の推進
- ・広域的な課題の解決を図る取組の推進
- ・SNS³¹などの多様な情報発信ツールを活用した魅力発信体制の確立

③穏やかに暮らせる安心・安全な環境づくり

- ・災害による被害を最小限に抑える防災・減災対策の充実
- ・犯罪を起こさせない環境づくりによる安心して暮らせるまちの実現

④つながり支え合う地域づくり

- ・健康で自分らしく暮らし続けることができる地域社会の実現
- ・市民と協働による地域課題の解決

【数値目標】

	現状値 (令和7(2025)年)	中間目標 (令和12(2030)年)	目標値 (令和17(2035)年)
総人口	223,544人	221,000人	217,000人

《参考》人口ビジョンにおける将来展望と厚木市推計との比較

【総人口】	令和7 (2025) 年	令和12 (2030) 年	令和17 (2035) 年
将来展望	223,544人	220,818人	216,967人
厚木市推計	223,544人	218,983人	213,375人

³¹ 登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービス

戦略2 (育てたいまち)

こどもたちが幸せに暮らし続けられるまちをつくる

幸せに暮らし続けられるまちとは、こどもたちが自分らしく生活を送れるまちであると考えます。妊娠から出産、子どもの成長過程における切れ目のない支援や、こどもたちの可能性を引き出し自ら学び成長する教育環境の充実により、こどもたちが幸せを感じられるまちをつくります。

【重点テーマ】

- ①出産・子育ての希望がかなう環境づくり
 - ・妊娠から出産、子育て期に応じた支援の充実
 - ・子育て世帯の定住促進を図るための支援の充実

- ②こどもたちが自ら学び成長できる環境づくり
 - ・こどもたち一人一人に合わせた質の高い教育の提供
 - ・こどもたちの個性を伸ばす環境づくり
 - ・地域への愛着と誇りを育む郷土学習の実施

【数値目標】

	現状値 (令和7(2025)年)	中間目標 (令和12(2030)年)	目標値 (令和17(2035)年)
0~14歳人口	23,903人	21,500人	20,500人

《参考》人口ビジョンにおける将来展望と厚木市推計との比較

【0~14歳人口】	令和7 (2025) 年	令和12 (2030) 年	令和17 (2035) 年
将来展望	23,903人	21,280人	20,229人
厚木市推計	23,903人	21,268人	19,956人

戦略3 (働きたいまち)

地域経済の活性化により、発展し続けるまちをつくる

発展するまちとは、地球環境に配慮しつつ、人口減少社会においても経済・産業の活性化による豊かな社会をつくることで、市民一人一人が活力に満ちた生活を送れるまちであると考えます。経済基盤を支える産業の更なる成長や、市民の生活と企業活動を円滑にする利便性の高いまちづくりにより、将来にわたって持続可能な発展するまちをつくります。

【重点テーマ】

①暮らしとまちを支える産業の活性化によるまちづくり

- ・新たな産業拠点の創出による企業の誘致
- ・経済基盤を支える中小企業の経営支援
- ・就労の希望を叶える取組の推進
- ・地域の食を支える農業の振興

②人にも企業にも選ばれるまちづくり

- ・市民の快適な移動による地域の活性化
- ・日ごろの移動の足となる地域公共交通の充実
- ・生活を豊かにする魅力ある商業の振興
- ・企業活動を支える交通環境の充実

【数値目標】

	現状値 (令和6(2024)年)	中間目標 (令和12(2030)年)	目標値 (令和17(2035)年)
事業所数 (経済センサス - 基礎調査)	7,235事業所	7,900事業所	8,500事業所
従業者数 (経済センサス - 基礎調査)	152,128人	153,000人	154,000人
法人均等割 納税義務者数	7,910事業所	8,600事業所	9,200事業所

※事業所数について、「経済センサス - 基礎調査」の対象は、民営事業所のうち、農業、林業及び漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの、その他の生活関連サービス業や外国公務に属する事業所、また、雇用者のいない個人経営の事業所を除いた事業所です。法人均等割納税義務者は、課税されている全ての事業所です。

5 まちづくりの目標（政策）

将来都市像の実現に向けた六つのまちづくりの目標（政策）を設定し、施策を展開します。

(1) Ambitious (未来を切り拓く) : 子育て・教育

こどもたちが新しい時代の創り手として、自分らしく成長できるまちを未来につなげるため、こどもと保護者に寄り添う子育て支援、安心してこどもたちが育つための幼児教育・保育施設が充実した環境の整備、こどもの学びや成長する機会の充実、安心・安全で快適な学びの場の充実、こども一人一人に合わせた質の高い教育などを推進し、こどもたちが未来を切り拓く創造力を育む環境をつくります。

(2) Together (共に創る、育む) : 福祉・健康・コミュニティ

住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちを未来につなげるため、地域での見守り、つながり、支え合う環境づくり、生きがいや就労機会の創出、健康寿命³²の延伸に向けた取組、地域コミュニティ活動や生涯にわたる学びの機会の創出などを推進し、安心して生き生きと暮らせるまちを共に創り、育む環境をつくります。

(3) Safe (安心と安全) : 安心・安全

心穏やかに暮らせるまちを未来につなげるため、地震や風水害などの災害に対応するためのインフラ整備、自主防災隊³³への支援などによる地域防災力の強化、市民の防犯意識向上と地域での見守り活動による犯罪の未然防止、交通安全意識の向上による交通事故の防止などを推進し、安心・安全に暮らせる環境をつくります。

(4) Unique (ほかにはない) : 都市整備・産業

活力にあふれ機能性のある持続可能なまちを未来につなげるため、多様な都市機能の集積や交通結節機能³⁴の充実、広域的な道路ネットワークの優位性の活用、地域の特性に合わせた産業集積や農業振興、市内企業の商工業活動への支援などを推進し、市民の利便性の向上とまちの活性化につながる、ほかにはない都市空間の整備により、新しい価値を生み出す環境をつくります。

(5) Green (自然と共に) : 環境

都市と自然が調和するまちを未来につなげるため、地球温暖化防止に向けた再生可能エネルギーの普及促進、省エネルギーの推進、ごみの適正排出によるごみの減量化・資源化、森林や里地里山、生物多様性の保全・回復に向けた啓発活動などを推進し、豊かな自然と共に生する環境をつくります。

(6) Inspire (創造と発見) : スポーツ・文化芸術・魅力

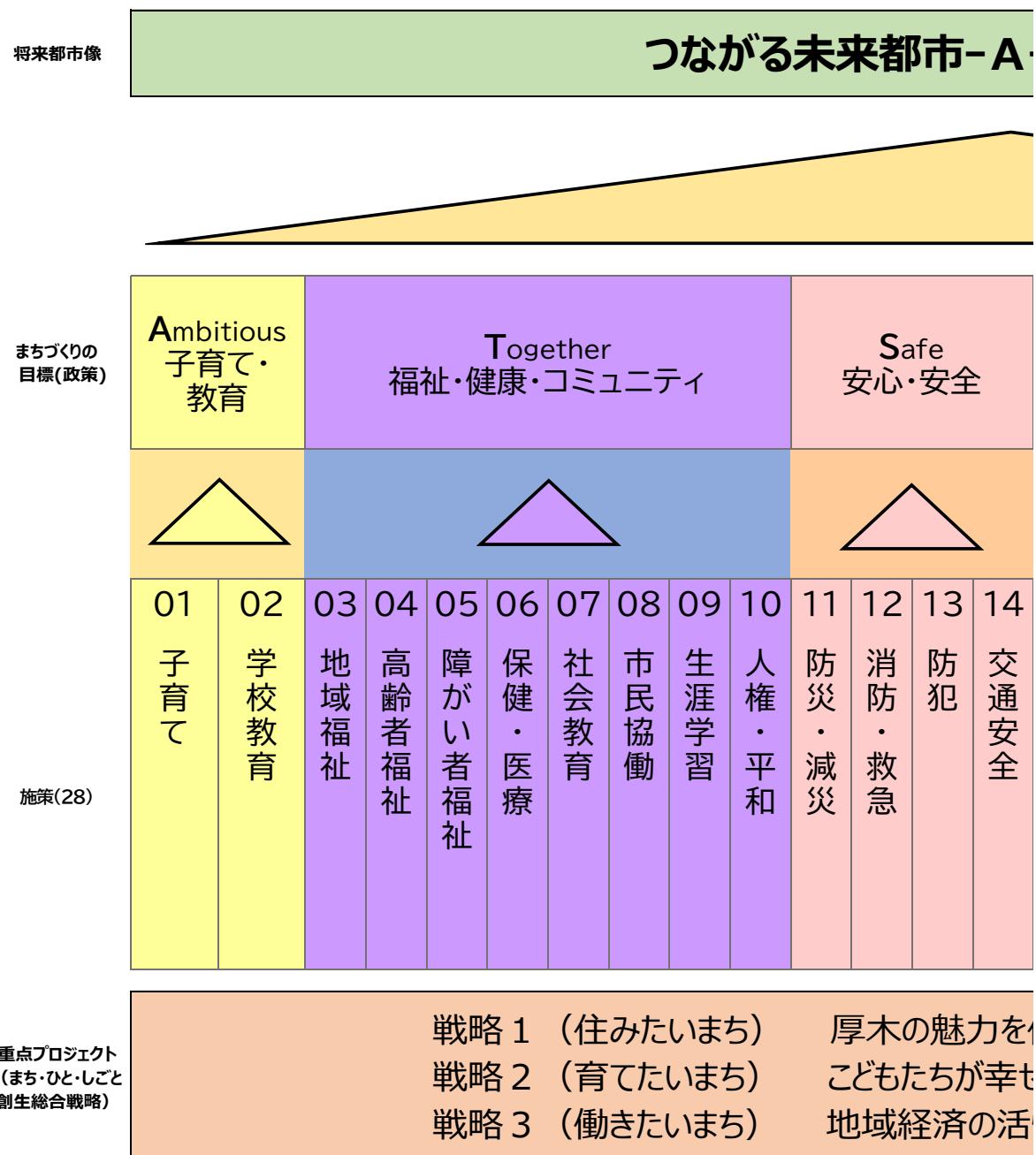
自分らしく心豊かに暮らせるまちを未来につなげるため、脈々と受け継がれている歴史や伝統文化の継承、誰もが気軽に芸術やスポーツに触れられる環境の整備、観光資源の磨き上げや発掘、これらの本市の魅力の効果的な発信などを推進し、住む人や訪れる人が新たな創造と発見が得られる環境をつくります。

³² 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

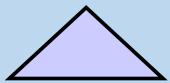
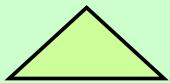
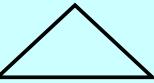
³³ 各地域で防災訓練等の自主防災活動を行う組織

³⁴ 異なる交通手段や複数の路線を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設（機能）のこと（鉄道駅、バスターミナルなど）。

6 施策



- T - S - U - G - I -

Unique 都市整備・産業							Green 環境			Inspire スポーツ・ 文化芸術・魅力			
													
15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
都市・交通	道路	基盤整備	公園・緑地	産業・労働	商業	農業	温暖化対策	循環型社会	自然・生活環境	スポーツ	文化芸術	観光	魅力発信

伸ばし、住みみたい住み続けたいまちをつくる
まちに暮らし続けられるまちをつくる
性化により、発展し続けるまちをつくる

01 子育て

【施策の目指す姿】

こどもたちが、きめ細かな子育てのサポートによって、自分らしく健やかに育っています。

【取組方針】

こどもたちの健やかで心豊かな成長を図るため、各種健診や相談、遊びや体験の機会と場の創出、居場所づくりなど、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供します。

また、子育て当事者が安心して子育てができる環境を整えるため、幼児教育・保育施設の充実や経済的な支援などを実施します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
こども及び子育て当事者に対する施策の達成率	72.2%	74.0%	75.5%
	目標値の 方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
こどもが切れ目のない支援によって、自分らしく健やかに育っていると思う市民の割合	53.8%	60.4%	67.0%
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て当事者を温かく見守り、声掛けや必要に応じて手助けをする。 ・子育て支援事業やイベントに参加するとともに、SNSなどで情報を発信する。 ・青少年の体験・交流活動を支援する。 ・育休・産休の取得を理解し、協力する。 ・こどもの権利やこどもの最善の利益について理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員のワーク・ライフ・バランス³⁵を推進する。 ・こどもまんなか月間³⁶を啓発する。 ・男性の育児休業取得を進める。 ・妊娠・出産・子育て期に配慮した就業環境を整備する。

³⁵ 仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態

³⁶ こどもや子育て世帯を社会全体で応援する機運を醸成するための期間

02 学校教育

【施策の目指す姿】

こどもたちが自ら学び成長する力を身に付け、未来を切り開く創造力を育んでいます。

【取組方針】

持続可能な社会の創り手を育成するため、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るとともに、安心・安全で快適な教育環境の整備などに取り組みます。

また、課題を抱えるこどもや保護者への相談・支援体制を強化し、学校教育を通じて心身の健康や幸福感を高め、ウェルビーイングの向上を図ることができる学びの環境を実現します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
全国学力・学習状況調査 ³⁷ 「将来の夢や目標を持っている」児童・生徒の割合の全国平均と本市平均の比較	児童 -0.6 ポイント 生徒 -4.6 ポイント	児童 +1.0 ポイント 生徒 +1.0 ポイント	児童 +2.0 ポイント 生徒 +2.0 ポイント
目標値の方向		➡	
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
こどもたちが自ら学び成長する力を身に付けられていると思う市民の割合	43.8%	56.9%	70.0%
目標値の方向		➡	

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の登下校を見守る。 ・授業の補助など学習支援に協力する。 ・児童・生徒の社会体験や奉仕活動に協力する。 ・学校運営協議会³⁸を通じて、学校運営に参画する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経験や専門性をいかした授業支援や出前授業などを実施する。 ・児童・生徒の社会体験や奉仕活動に協力する。

³⁷ 義務教育における各学校段階の最終学年における到達度を把握するため、小学校第6学年、中学校第3学年の原則として全児童生徒を対象に実施

³⁸ 保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営について参画する仕組み

03 地域福祉

【施策の目指す姿】

地域の人たちが助け合いながら安心して暮らし、コミュニティ活動に積極的に参加しています。

【取組方針】

「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を進め、助け合える関係を構築します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
地域住民が主体となった居場所の箇所数（団体数）	334 団体	400 団体	450 団体
目標値の方向			
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
地域の人たちが助け合いながら安心して暮らし、コミュニティ活動に積極的に参加していると思う市民の割合	40.3%	45.2%	50.0%
目標値の方向			

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・ゆるやかな見守り活動³⁹を行う。 ・地域の人が集まる居場所づくりを主催する。 ・交流の場に参加する。 ・困りごとを抱えている人に相談窓口を教える。 ・地域福祉活動について理解を深め、参加・協力する。 ・日頃から住民同士の助け合いや支え合いを実践する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の見守り活動に協力する。 ・地域福祉活動について理解を深め、参加・協力する。

³⁹ 「いつもと違う」、「何かがおかしい」と感じることがあったら民生委員・児童委員や地域包括支援センター等に相談するなどの、地域で行う「さりげない」見守り

04 高齢者福祉

【施策の目指す姿】

高齢者が多様な社会参加を通して、心身ともに健康で、生きがいを持って自分らしく暮らしています。

【取組方針】

高齢者の生きがいを創出する取組を進め、社会参加の機会を提供します。

また、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護予防と認知症に対する取組を推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
要介護 ⁴⁰ ・要支援 ⁴¹ 認定率の上昇幅	± 0 ポイント	- 1 ポイント	- 2 ポイント
※『厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険計画（第9期）』の令和6（2024）年を基準とした要介護認定者率（推計）の抑制をポイントで表したもの。	目標値の方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
高齢者が生きがいを持って自分らしく暮らしていると思う市民の割合	43.4%	48.7%	54.0%
	目標値の方向	↗	

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を支えるボランティア活動に参加する。 ・老いることについて理解を深める講座に参加する。 ・認知症について理解を深め、周囲の認知症の方を見守る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の雇用機会を拡大する。 ・従業員等に対して老いることについて理解を深める啓発を行う。 ・従業員等が介護する時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進する。

⁴⁰ 身体又は精神の障がいのために、日常生活での基本的な動作について常時介護を必要とする状態。

⁴¹ 要介護状態の軽減、悪化防止に支援が必要又は日常生活を営むのに支障がある状態。

05 障がい者福祉

【施策の目指す姿】

障がい者に対する理解が深まり、障がい者が自分らしく暮らしています。

【取組方針】

障がい者が自立した日常生活を営むことができるように、サービス内容の充実や人材の確保に取り組みます。

また、障がいに対する理解を深める機会を提供し、啓発を進めます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
市内障害福祉サービス事業所の地域生活支援拠点 ⁴² の登録数	39 事業所	58 事業所	63 事業所
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
障がい者が安心して暮らしていると思う市民の割合	33.5%	43.3%	53.0%

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者を支えるボランティア活動に参加する。 ・障がいについて理解を深める講座に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の雇用機会を拡大する。 ・従業員等に対して障がいについて理解を深める啓発を行う。 ・従業員等が介護する時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進する。

【施策の目指す姿】

健康づくりの取組や医療体制の充実により、全ての市民が健やかで心豊かに暮らしています。

【取組方針】

あらゆる医療ニーズに対応するため、地域の医療機関等との連携により、医療体制の更なる充実を図ります。

また、健康診査等の受診率の向上を図るとともに、保健・栄養指導、健康講座等による健康管理意識の高揚により、健康寿命の延伸に取り組みます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
日常生活に制限がある平均期間の短縮	男 2.4 ポイント 女 3.9 ポイント	男・女 -0.1 ポイント	男・女 -0.2 ポイント
目標値の 方向		➡	
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
健康づくりの取組や医療体制の充実により、心身ともに健康に暮らしていると思う市民の割合	54.6%	58.3%	62.0%
目標値の 方向		➡	

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりに関する関心と理解を深める。 ・健康診査やがん検診を受け、心身の健康状態に応じた健康づくりに取り組む。 ・かかりつけ医やかかりつけ歯科医を持つ。 ・バランスの良い食事、十分な休養、適度な運動などを習慣付ける。 ・健康づくりの活動に積極的に参加する。 ・医療機関の適切な利用を心掛ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の健康診断等の受診の促進や受動喫煙の防止、メンタルヘルス⁴³対策など心身の健康に配慮した職場環境づくりに努める。 ・従業員に対して、健康管理に関する情報を提供する。 ・従業員等が心身の健康を保てるようワーク・ライフ・バランスを推進する。 ・地域の健康づくりの推進に関する取組に協力する。

⁴³ こころの健康状態

【施策の目指す姿】

知識や技能を習得するための学びを通して、市民が地域と関わり合いながら暮らしています。

【取組方針】

公民館における各種学級・講座、事業の充実や必要な機能、施設の整備により、公民館の地域コミュニティ活動の向上や地域教育の拠点づくりを推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
地域や学校の活動に参加又は協力している市民の割合	39.7%	45.0%	50.0%
	目標値の方向		

指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
地域で行われる多様な学習機会の充実により、住民が地域課題を主体的に解決できていると思う市民の割合	27.1%	39.6%	52.0%
	目標値の方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・公民館での事業やイベントに参加する。 ・家庭教育や子どもの育ちを地域全体で支援するため、地域のこどもたちに关心を寄せ、あいさつや声掛けを行う。 ・青少年団体の育成や活動に協力する。 ・地域学校協働活動⁴⁴に参加して、教育活動に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での事業やイベントに対する理解を深め、協力をする。

⁴⁴ 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

08 市民協働

【施策の目指す姿】

市民と市が互いに協力する市民協働のまちづくりにより、地域の様々な課題を解決しています。

【取組方針】

市民協働によるまちづくりを推進するため、ボランティア相談や公益的な活動等、市民活動団体の活動を支援します。

また、市民からの意見聴取の機会を設け、市民ニーズの的確な把握に努め、市政への反映に取り組みます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
自治会やボランティア・NPO ⁴⁵ 等の活動に参加している市民の割合	38.1%	44.0%	48.0%
	目標値の方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
市民協働のまちづくりにより、地域の様々な課題が解決できていると思う市民の割合	25.1%	44.6%	64.0%
	目標値の方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントなどの市民参加手続に参加する。・地域課題の解決に向けた市民協働の取組を行う。・自治会活動に参加する。・ボランティア・NPO等の活動に参加する。・地域の事業やイベントなどに参加する。	<ul style="list-style-type: none">・地域活動に参加できるよう、ワーク・ライフ・バランスの向上を推進する。・地域の事業やイベントなどに協力・参加する。

⁴⁵ 様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人（NPO法人）」という。

09 生涯学習

【施策の目指す姿】

生涯を通じた様々な学びを通して、市民が豊かに暮らしています。

【取組方針】

様々な学習機会の提供、誰もが生涯学習活動に参加しやすい環境の整備等により、生涯にわたる学びや交流のできる環境づくりを推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
過去1年間に生涯学習活動に取り組んだ市民の割合	52.6%	56.0%	60.0%
	目標値の方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
生涯を通じた様々な学びを通して、豊かな暮らしをしていると思う市民の割合	36.3%	47.2%	58.0%
	目標値の方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・あつぎ協働大学⁴⁶や輝き厚木塾⁴⁷など生涯学習活動に参加する。・市立図書館を利用するなど、本に親しむ。	<ul style="list-style-type: none">・サークル活動などの場で、指導者として教えることができる機会を設け、地域での学びに協力する。

⁴⁶ 市内の大学や企業と連携し、それぞれの特色や専門性が高い講座を提供する事業

⁴⁷ 市民が趣味や仕事などを通じて学んだことを同じ市民に教える事業。市民講師が自主計画、自主運営する学習スタイルの講座

10	人権・平和
----	-------

【施策の目指す姿】

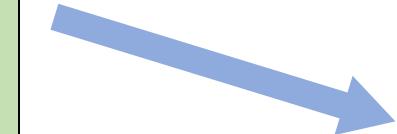
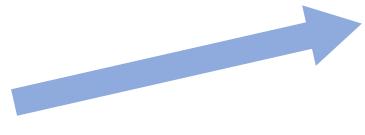
市民一人一人が人権や平和を尊重する意識を持つことで、自分らしく暮らしています。

【取組方針】

学校や地域、家庭での人権教育を推進するとともに、啓発活動を充実させ、一人一人が人権を大切にする意識を育み、差別や偏見のない、明るく暮らしやすいまちづくりを進めます。

また、平和について理解を深めるための取組を推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和5(2023)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
偏見や差別により不快な経験をしたことがある市民の割合	20.5%	19.5%	18.5%
	目標値の方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
人権や平和を尊重する意識を持ち、自分らしく暮らしていると思う市民の割合	54.0%	58.0%	62.0%
	目標値の方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・多様性について理解を深める事業に参加する。 ・性別に関係なく、家事、育児、介護などを協力して行う。 ・困りごとを抱えている人に相談窓口を教える。 ・平和についての事業に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権や多様性を尊重した働きやすい職場環境をつくる。 ・従業員等に対して多様性について啓発する。

【施策の目指す姿】

防災・減災のためのまちの機能と、地域の取組や家庭での備えが充実しており、市民が安心して暮らしています。

【取組方針】

地震や風水害に備えた防災インフラ⁴⁸の整備及び耐震化の普及啓発を進めるとともに、市民が「自分の命は自分で守る」という防災意識を持ち、必要な準備を行うことができるよう、情報の周知や啓発を行います。

また、自主防災組織等への支援や避難所機機能強化を通じて、地域防災力の強化を図ります。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
マイタイムライン（住民一人ひとりの防災行動計画） ⁴⁹ を作成している市民の割合	3.6%	33.0%	65.0%
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
災害への備えが充実しており、安心して暮らせていると思う市民の割合	49.5%	64.3%	79.0%
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練に参加する。 ・家具の転倒防止や食料の備蓄など災害に対する備えを行う。 ・ハザードマップ⁵⁰を確認する。 ・日頃から災害時の行動について話し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練を実施する。 ・災害に備えて、食料などを備蓄する。 ・災害時に、従業員の一斉帰宅の抑制などを行う。 ・災害時に、事務所などにおいて帰宅困難者を受け入れる。

⁴⁸ 災害による被害をできるだけ減らすため、洪水や土砂崩れ、津波などを直接的に防ぐ役割を持つ施設

⁴⁹ 台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

⁵⁰ 被害軽減や防災対策に資する目的で、浸水想定区域、避難場所・避難経路、防災関係施設の位置等を表示した地図

12 消防・救急

【施策の目指す姿】

火災、救急などの災害発生時にも素早く対応できる消防・救急体制が整っており、市民が安心して暮らしています。

【取組方針】

災害の複雑・多様化、大規模化など、消防を取り巻く環境の変化や災害発生状況等を考慮し、あらゆる災害から市民の生命、財産を守り抜くため、消防力の充実・強化を図ります。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年)	中間目標 (令和12(2030)年)	目標値 (令和17(2035)年)
救急車の現場到着平均所要時間	9.3分	9.3分	9.3分
目標値の方向			
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
消防・救急体制が整っており、安心して暮らせていると思う市民の割合	67.3%	72.2%	77.0%
目標値の方向			

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> 救命講習会に参加する。 調理中の火の扱いに注意するなど火の元に気を付ける。 消火器の設置や点検を行う。 住宅用火災警報器の設置や点検を行う。 救急車の適正な利用を心掛ける。 家庭用電気器具などの電源は適切に管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 救命講習会に参加する。 防火体制の整備など火災予防に取り組む。 消火器などの消防用設備を適正に維持管理する。

13 防犯

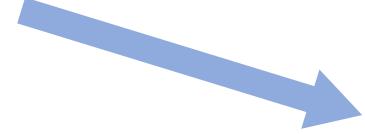
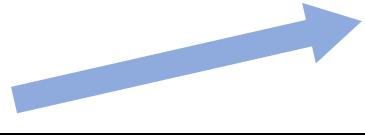
【施策の目指す姿】

犯罪を未然に防ぐために、地域の取組が活発化し、市民一人一人の防犯意識が向上することで、市民が安心して暮らしています。

【取組方針】

街頭犯罪や特殊詐欺⁵¹などによる被害の未然防止及び犯罪の抑制を図るとともに、自主防犯意識の高揚を図るため、防犯パトロールや防犯に関する広報啓発など、市民、事業者及び警察等の関係団体と協働し、総合的な防犯活動に取り組みます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
刑法犯認知件数 ⁵²	1,385 件	1,200 件	1,000 件
	目標値の 方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
防犯の取組が充実しており、安心して暮らせていると思う市民の割合	35.6%	51.8%	68.0%
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・地域の見守り活動へ参加する。・戸締りの徹底や防犯グッズの設置などの対策を日常生活の中で実践する。	<ul style="list-style-type: none">・地域の見守り活動へ参加する。・地域と連携した防犯活動に参画する。・従業員に対して、特殊詐欺未然防止についての教育を行う。

⁵¹ 被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪

⁵² 警察等捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数

【施策の目指す姿】

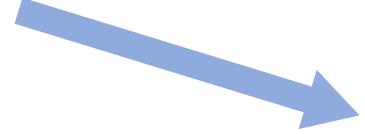
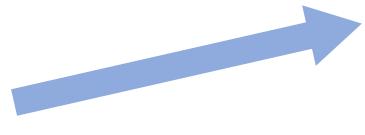
誰もが交通安全の意識を持ち、安心・安全に道路を通行しています。

【取組方針】

市内交通事故件数の減少のため、厚木警察署や交通関係団体と協力し、交通安全の啓発活動に取り組みます。

また、放置自転車の対策に取り組み、通行の安全確保を図ります。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
交通事故発生件数	618 件	559 件	500 件
	目標値の 方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
誰もが交通安全の意識を持ち、安心・安全に道路を通行していると思う市民の割合	30.7%	44.9%	59.0%
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・交通ルールやマナーを守る。 ・自転車の安全で適正な利用を心掛ける。 ・交通安全活動に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全の見回り活動を実施する。 ・従業員等に交通安全について啓発する。 ・こどもたちの安全な登下校に協力する。 ・交通安全運動に参加する。

【施策の目指す姿】

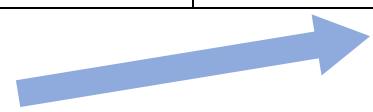
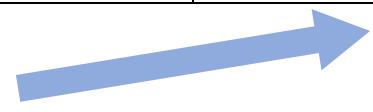
誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができるまちが実現しています。

【取組方針】

都市機能の維持・誘導や、バス路線沿線への居住及び生活利便施設の緩やかな誘導を図り、生活利便性を高めるとともに、地域の実態に合わせたコミュニティ交通⁵³の導入に向けた取組を進めます。

また、本厚木駅及び愛甲石田駅周辺においては、多様な都市機能の集積や交通結節機能の充実を図るとともに、居心地が良く、歩いて楽しい市街地による魅力ある拠点の形成を目指します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
基幹的公共交通路線の徒歩圏カバー率 ⁵⁴	85.6% (令和5(2023)年度)	85.6%	85.6%
	目標値の 方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
通勤や買物など日常生活における移動がスムーズにできていると思う市民の割合	58.3% (令和6(2024)年度)	63.7%	69.0%
	目標値の 方向		
日常生活に必要な施設（スーパー・マーケット、コンビニエンスストア、診療所など）が身近にあると思う市民の割合	78.5% (令和6(2024)年度)	84.3%	90.0%
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> 公共交通を積極的に利用する。 空き家の利活用に協力する。 まちづくりへの理解を深め、勉強会等に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> 通勤手段として公共交通の利用を推奨する。 まちづくりへの理解を深め、勉強会等に参加する。

⁵³ 交通空白地域、不便地域の解消を図るために市町村等が主体的に計画する、路線バスを補完する乗り合いバスなど

⁵⁴ 全人口に対する公共交通カバー圏域（1日30本以上のバスが運行するバス停から300m圏と鉄道駅800m圏）に居住する人口の割合

【施策の目指す姿】

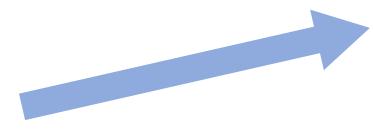
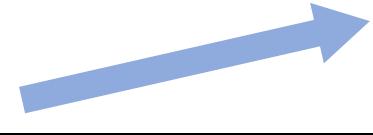
効率的な道路環境の構築により、市民活動や産業活動が促進しています。

【取組方針】

道路の整備による走行性の向上や安全性の確保、防災機能の向上に取り組むとともに、橋りょう等の計画的な維持管理を実践します。

また、市内中心部に向かう交通集中により発生している渋滞の解消を図るため、交通の分散化による渋滞解消に取り組みます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
1・2級市道及び都市計画道路 ⁵⁵ の整備率	33.8%	48.4%	91.7%
	目標値の 方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
安全で円滑な移動ができるていると思う市民の割合	49.4%	55.2%	61.0%
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・道路や橋りょうに関する情報提供や維持管理に協力する。	・道路や橋りょうに関する情報提供や維持管理に協力する。

⁵⁵ 将来の都市の発展を予想して都市計画法に基づき計画された道路

17	基盤整備
----	------

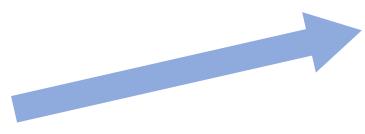
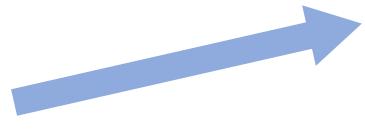
【施策の目指す姿】

魅力的な産業拠点の形成により、多くの企業が本市に進出し、活気のあるまちが実現しています。

【取組方針】

地域の個性をいかした土地利用を推進するとともに、計画的な都市基盤を整備するため、広域的な道路ネットワークの優位性をいかした新たな産業用地創出の取組を支援します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
土地区画整理事業施行認可の地区数	0 地区	3 地区	6 地区
目標値の 方向			
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
新たな産業拠点が形成されていると思う市民の割合	27.6%	40.3%	53.0%
目標値の 方向			

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・土地区画整理事業に対する理解を深める。	・産業拠点の整備や地域活性化のための土地区画整理事業に対する理解を深め、協力をする。

18 | 公園・緑地

【施策の目指す姿】

公園や緑地等の憩いの場が身边にあり、市民が豊かに暮らしています。

【取組方針】

市民の憩いや安らぎの場となる公園及び緑地の整備、改修を行うとともに、緑地の確保を進め、緑豊かな生活環境づくりを推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
市民一人当たりの公園及び緑地面積	9.40 m ² /人	9.46 m ² /人	9.79 m ² /人
目標値の方向		↗	
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
公園や緑地等の憩いの場が身边にあり、豊かに暮らしていると思う市民の割合	57.9%	62.0%	66.0%
目標値の方向		↗	

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・公園を適正に利用し維持管理に協力する。 ・緑を保全する意識を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園を適正に利用し維持管理に協力する。 ・緑を保全する意識を高める。

19 産業・労働

【施策の目指す姿】

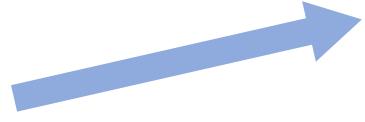
市内企業や働く人への支援の充実により、企業活動が活発化し、市民が安心して働いています。

【取組方針】

中小企業支援や創業支援、企業誘致などにより市内企業の活動を力強く支援し、持続可能なまちづくりに資する強い産業を育みます。

また、補助制度や相談事業などの実施を通じて労働者の生活基盤や労働環境を整え、誰もが安心して生き生きと働くまちづくりを推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
事業所数 (経済センサス - 基礎調査)	7,235 事業所	7,900 事業所	8,500 事業所
目標値の 方向			

指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
市内企業や働く人への支援の充実により、安心して働くことができていると思う市民の割合	28.6%	41.8%	55.0%
目標値の 方向			

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・あつぎ家庭の日⁵⁶には、家庭で過ごす。 ・自己の技術や能力の向上に努める。 ・経験をいかして起業に挑戦する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な人材を登用する。 ・ワーク・ライフ・バランスの推進など働きやすい職場環境を整える。 ・あつぎ家庭の日を周知する。 ・企業間連携を推進する。

⁵⁶ 厚木市こども育成条例において、家族の絆を大切にするために定めた日。毎月第3水曜日。

20	商業
----	----

【施策の目指す姿】

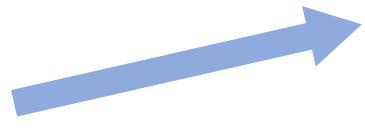
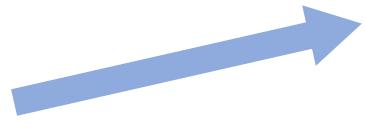
魅力的で活気ある商店街等により、市内外から買い物客が訪れ、中心市街地がにぎわっています。

【取組方針】

空き店舗の活用やイベントの開催により、中心市街地のにぎわいを創出します。

また、市民や来訪者が立ち寄りたくなる、利便性が高く魅力ある商店街づくりを推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
中心市街地の歩行者数	100,327人 (令和5(2023)年度)	102,336人	104,340人
	目標値の 方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
魅力ある商店街・店舗が充実していると思う市民の割合	26.9%	39.0%	51.0%
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> 市内の商店街や店舗で買物をする。 祭りやイベントに参加し、市内店舗を利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 祭りやイベントなどの機会を捉え、売上向上を図る。 子育てパスポートAYUCO⁵⁷サポーター店舗に登録する。 産学公連携による製品開発・技術開発を推進する。 職業体験への協力やインターンの受入を行う。

【施策の目指す姿】

新鮮で安心・安全な市内産の農畜産物により、市民の食事が豊かになっています。

【取組方針】

将来における食料の安定供給の確保に向け、担い手の育成・確保と多様な農業者による農業経営の安定化及び地産地消を推進するとともに、地域や関係団体と連携し、有害鳥獣による農作物被害を抑えます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
市内の農家戸数	1,640 戸 (令和2(2020)年度)	1,640 戸	1,640 戸
目標値の方向		➡	
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
新鮮で安心・安全な市内産の農畜産物を消費できていると思う市民の割合	46.5%	52.3%	58.0%
目標値の方向		➡	

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・農業体験イベントに参加する。 ・地場産品を購入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体などは本市の農畜産物の知名度アップに向けたPRを行う。 ・関係団体などは農業に親しむ機会を提供する。 ・従業員等に対して本市の農畜産物を周知する。

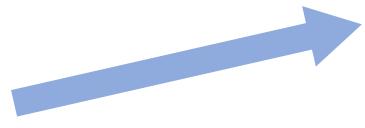
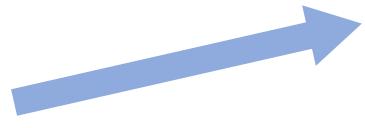
【施策の目指す姿】

再生可能エネルギーの普及及びエネルギー使用の効率化が進み、市民が環境にやさしい暮らしをしています。

【取組方針】

2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロの社会を目指し、再生可能エネルギーの普及促進、省エネルギーの推進、ライフスタイルの変革を進めます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
CO ² 削減割合 (2013年度比)	16.0% (令和3(2021)年度)	50.0%	65.0%
	目標値の 方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
再生可能エネルギーの使用やエネルギーの効率的な使用により、環境にやさしい暮らしをしていると思う市民の割合	29.3%	42.7%	56.0%
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習講座や環境イベントに参加する。 ・節電などの省エネルギー行動を実践する。 ・再生可能エネルギーを導入する。 ・公共交通を積極的に利用する。 ・エコドライブを実践する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーを導入する。 ・事業活動の中で地球温暖化対策を取り入れる。

23 循環型社会

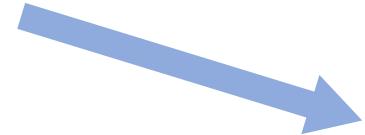
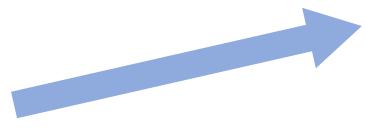
【施策の目指す姿】

ごみの減量化・資源化により、市民が環境への負荷の少ない暮らしをしています。

【取組方針】

家庭系ごみ⁵⁸及び事業系ごみ⁵⁹の減量化・資源化を推進するとともに、将来へ向けた安定的なごみ処理体制の確立に取り組みます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
あつあいクリーンセンター ⁶⁰ における市内のごみ焼却量	177トン/日 (令和5(2023)年度)	171トン/日	165トン/日
	目標値の方向		
ごみの減量化・資源化に努め、環境への負荷の少ない暮らしをしていると思う市民の割合	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
	62.6%	67.3%	72.0%
	目標値の方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみの減量に取り組むとともに、リサイクルを実践する。 ごみの分別を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみの排出抑制と資源化を行う。 食品ロスを削減する。

⁵⁸ 一般家庭の日常生活に伴って生じたもの

⁵⁹ 事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物を除くもの

⁶⁰ 新たなごみ中間処理施設として、令和7年12月から本稼働を開始

24	自然・生活環境
----	---------

【施策の目指す姿】

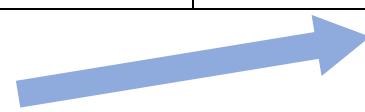
豊かな自然環境が身近にあり、市民が潤いとゆとりのある暮らしをしています。

【取組方針】

本市の豊かな自然を守り育むため、森林や里地里山の持つ多面的、公益的機能⁶¹の維持に向けた普及啓発や河川等の水質保全に努めるとともに、生物多様性の保全・回復に向けた啓発活動を促進します。

また、環境美化に関する啓発を進め、快適で美しい生活環境づくりを推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
里地里山 ⁶² 保全活動認定の対象面積	6.2ha	6.7ha	6.7ha
	目標値の 方向		
BOD(生物科学的酸素要求量) ⁶³ の環境基準点における環境基準達成率	100% (令和5(2023)年度)	100%	100%
	目標値の 方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
豊かな自然環境が身近にあり、潤いある暮らしをしていると思う市民の割合	65.4%	70.2%	75.0%
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性や里地里山の保全への理解を深め、外来生物⁶⁴の発見・駆除への協力や里地里山保全活動のボランティアに参加する。 森林ボランティア活動に参加する。 ポイ捨て防止や喫煙マナーを守る。 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性や里地里山の保全への理解を深め、生物多様性の意味等の普及啓発への協力や里地里山保全活動のボランティアに参加する。 森林ボランティア活動に参加する。 ポイ捨て防止や路上喫煙禁止についての啓発活動を行う。 事業所周辺における清掃活動を行う。

⁶¹ 土砂災害等を防止する国土保全機能、渇水や洪水を緩和しながら、良質な水を育む水源涵養機能、生物多様性の保全など、安全で快適な生活を送るために欠かせない環境保全機能

⁶² 自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置し、集落を取り巻く農地、水路、ため池、雑木林と人工林、草原等で構成される地域

⁶³ 水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の水質汚濁を測る代表的な指標

⁶⁴ もともとその地域にいなかったが、人間の活動によって持ち込まれた生物のこと

25 | スポーツ

【施策の目指す姿】

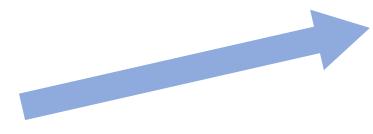
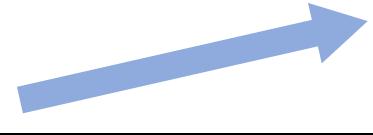
スポーツをする、みる、支える環境や機会が充実しており、市民がスポーツを通して豊かに暮らしています。

【取組方針】

誰もが自発的に様々な形でスポーツ活動に取り組めるよう、スポーツイベントの拡充や施設の整備及び充実に取り組みます。

また、トップアスリート及び指導者の育成を支援し、競技スポーツ活動を推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
運動やスポーツを週1回以上行っている市民の割合	53.0%	63.0%	68.0%
	目標値の方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
スポーツをする、みる、支えることを通して豊かに暮らしていると思う市民の割合	48.2%	62.6%	77.0%
	目標値の方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ活動に参加する。 ・自身のスポーツに関する経験や知識などをいかし、スポーツ活動に協力する。 ・スポーツチームを観戦・応援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツイベントを開催する。 ・スポーツイベントに協力する。

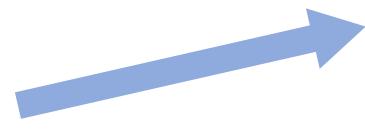
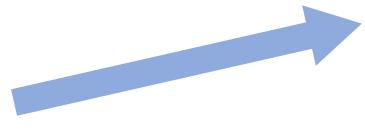
【施策の目指す姿】

文化芸術活動に参加、鑑賞する環境や機会が充実しており、伝統文化・郷土芸能、文化財等が尊重及び次の世代に保存・継承され、文化芸術を通して市民が豊かに暮らしています。

【取組方針】

文化芸術に触れる機会を提供するとともに、郷土の文化や自然、文化財、伝承してきた伝統芸能を受け継ぎ、後世に伝えるため、活動の場の充実や後継者の育成を支援します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
市内で文化芸術に親しんでいる市民の割合	19.7%	22.0%	24.0%
	目標値の 方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
伝統文化・郷土芸能、文化財等が尊重され、保存・継承されていると思う市民の割合	59.6%	63.8%	68.0%
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動に参加する。 ・自身の文化芸術に関する経験や知識などをいかし、文化芸術活動に協力する。 ・地域の文化財や郷土芸能に興味を持ち、関連する活動に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術事業やイベントを開催する。 ・文化芸術事業やイベントに協力する。

27	観光
----	----

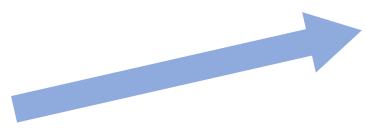
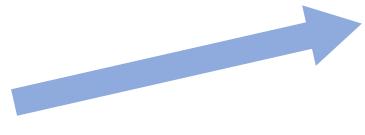
【施策の目指す姿】

多くの観光客が訪れ、地域が活性化しています。

【取組方針】

近隣市町村との連携を通じて広域観光を推進するとともに、観光資源の磨き上げや再発掘、インバウンド⁶⁵の誘客を促進し、豊かな自然や交通の利便性をいかした魅力ある観光地づくりを推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
市内の延べ観光客数	2,458,965 人	2,530,000 人	2,555,000 人
	目標値の 方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
観光によって地域が活性化していると思う市民の割合	27.4%	48.2%	69.0%
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・観光客などに対して温かいおもてなしの心で接する。 ・観光イベントに参加する。 ・本市の観光スポットなどの魅力を発信する。 ・地域の観光資源の保全に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・祭りや観光イベントに協力・参加する。 ・市内での各種学会や会合の開催や誘致を行う。

⁶⁵ 外国人が日本に訪れてくる旅行のこと

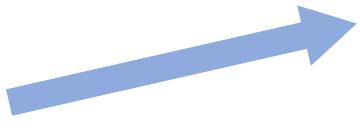
【施策の目指す姿】

本市の魅力が市内外に発信されることで、本市のイメージが向上しています。

【取組方針】

本市の特長や魅力、施策等を市内外に広く周知するため、PRコンテンツの作成や広告事業を推進するとともに、シティプロモーション⁶⁶の推進に向けた事業を実施し、効果的な情報発信に取り組みます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
SNS 登録者数	83,646 件	125,000 件	150,000 件
	目標値の 方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
市内外に魅力が発信されることで、本市のイメージが向上していると思う市民の割合	37.0%	48.0%	59.0%
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・本市の魅力の発見や発信を行う。	・本市の魅力の発見や発信を行う。 ・従業員等に対して本市の魅力を周知する。 ・厚木ブランド商品の開発に取り組む。

⁶⁶ そこに住む地域住民の愛着度の形成や自治体の知名度イメージの向上を図る取組

7 行財政運営の五つの基本姿勢

今後、人口減少や超高齢化による人口構造の変化が一層進行し、市民ニーズの多様化・高度化、公共施設やインフラの老朽化など、地域の持続可能性に関わる様々な課題が表面化していくことが想定されます。こうした変化に対応していくためには、将来の人口動態や財政状況を見据えつつ、新たなデジタル技術やツールなどの活用による業務内容・プロセスの再構築のほか、広域的な視点に立った柔軟な発想を持って、民間企業や地域団体など多様な主体との連携を図るなど、更に近隣自治体との広域的な連携を推進していく必要があります。

(1) 社会経済情勢に対応した行財政運営

社会経済情勢が急速に変化し、先行きが見通しづらい中においては、あらゆる環境の変化に柔軟に対応できる行財政運営を確立し、質の高い行政サービスを効率的かつ効果的に提供していくことが求められています。そのため、新たなデジタル技術やツールなどの活用による業務内容やプロセスの再構築を推進するとともに、感覚や前例主義から脱却し、データや実績に基づく政策立案（EBPM: エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）を推進します。さらに、「やるべきこと」と「やめるべきこと」を明確に判断し、事業の選択と集中を徹底することで、現実に即した柔軟な行財政運営に取り組みます。

(2) 公共施設・インフラの総合的な管理の徹底

人口が増加した昭和40年代から50年代にかけて、集中的に整備してきた公共施設やインフラの老朽化が進んでいることから、今後、施設の膨大な維持管理・更新費用が見込まれます。

そこで、人口減少や少子高齢化により、公共施設に求められるニーズの変化を的確に捉え、公共施設の総量抑制、施設の適正配置や長寿命化、民間活力の導入などの取組を総合的かつ計画的に推進し、財政負担を軽減・平準化していく必要があります。

新たなまちづくりとのバランスを図りつつ、本市の行政サービスを支える公共施設を将来にわたって持続可能なものにします。

(3) DXの推進

少子高齢化や人口減少が進み、行政の人的資源も減少していく一方で、生活スタイルやニーズは多様化しています。こうした社会環境の変化に対応した行財政運営を行い、持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくために、新たなデジタル技術の活用による業務効率化を図るなど、DXによる行政改革を推進します。

また、DXを推進する上では、情報格差の解消、情報セキュリティの確保、国や県の策定する計画との整合及び動向の把握、庁内のデジタル人材の育成及び確保などの取組も必要となります。

市民の誰もが幸せや豊かさを実感し、安心して快適に暮らせるよう、DXの推進により、複雑かつ多岐にわたる地域課題の解決や地域全体の魅力向上を図ります。

(4) 多様な主体との連携

行政が直面する多様な課題に的確に対応し、将来にわたって質の高い行政サービスを維持していくためには、自治体単独での取組には限界があるため、民間企業や地域団体、市民など多様な主体と連携・協働し、それぞれの強みをいかした公民連携⁶⁷の取組を推進します。

(5) 広域連携の推進

市民の生活圏が自治体の枠を越えて広がる中で、限られた財源を有効に活用し、地域全体の利便性や効率性の向上、さらには広域的な課題の解決を図るため、県央やまなみ協議会⁶⁸や県央相模川サミット⁶⁹などの枠組みを活用し、近隣自治体と連携した広域的な視点に立つ行政サービスの提供を目指します。

⁶⁷ 行政と民間企業、学術機関が協働で、それぞれの強みをいかした公共サービスの提供などを行うこと

⁶⁸ 県央やまなみ地域の5市町村（厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町及び清川村）に、神奈川県や民間企業、大学等がオブザーバーとして参加し、広域観光圏の確立や地域高規格道路の整備促進など、自治体の枠を超えて、多様な地域課題の解決を図る広域的な協議体

⁶⁹ 相模川流域に位置する6市町村（厚木市、相模原市、海老名市、座間市、愛川町及び清川村）と、オブザーバーである神奈川県が連携し、河川の保全活用や災害対策など、共通の地域課題の解決を図る広域的な協議体

8 進行管理

将来都市像の実現のため、重点プロジェクト及び政策に基づく各施策について、PDCAサイクルを活用した進行管理を行います。

(1) 進行管理の対象

進行管理の対象は、重点プロジェクト及び施策並びに具体的な事業とします。

(2) 進行管理の方法

計画（Plan）に基づき、進行管理の対象となる施策等を実施する（Do）とともに、進捗状況や成果を図るための指標及び目標値を設定し、目標値に対する達成状況などにより評価を行います（Check）。評価結果に基づき、施策等の内容の見直しなど、改善方策を検討し（Action）、計画に反映します（Plan）。

(3) 評価体系

評価の対象、評価の指標、評価内容及び時期については、次の体系のとおりです。

評価対象	評価の指標	内容・評価時期
重点プロジェクト 施策全体	長期ビジョン ・数値目標 ・成果指標	長期的な成果を示す指標。 毎年度進捗を確認し、計画の中間年度・最終年度に総合評価を実施。
重点プロジェクト	アクションプラン ・KPI (重要業績評価指標)	目標値との比較により効果検証を実施。 (毎年度)
施策レベル	アクションプラン ・中間アウトカム指標	施策の成果に至る中間的な成果を測定。進捗を評価。 (毎年度)
事業レベル	アクションプラン ・アウトプット指標 ・直接アウトカム指標	各取組の実施量や直接的な成果を把握。施策の実現に対する有効性を評価。 (毎年度)

(4) 評価サイクル

ア 年度評価（毎年度）

KPI、中間アウトカム指標、アウトプット・直接アウトカム指標による効果検証を実施し、評価結果を翌年度の取組改善に反映します。

イ 中間評価（計画中間年度）※令和12（2030）年度実績

数値目標、成果指標の達成状況を分析し、取組方針や施策体系の妥当性を検証します。

また、次期計画策定を見据えた方向性整理の基礎資料とします。

ウ 最終評価（計画最終年度）※令和17（2035）年度実績

計画期間全体の成果を総括し、長期的な成果・課題を明確化します。なお、次期計画の策定には中間評価結果を主に参照し、最終評価結果は次期計画の検証・改善に反映させます。

(5) 評価の実施主体

施策等の評価として、関連する部門や庁内の評価組織などによる内部評価と、公募市民などにより構成される市の附属機関などによる外部評価を行います。内部評価と外部評価を組み合わせることにより、様々な視点から施策等の効果を把握し、的確に評価を行います。

【PDCAサイクル】



資料編

1 会議等の開催経過

令和6(2024)年6月

- ・令和6年度第1回厚木市総合計画審議会
- ・第11次厚木市総合計画策定方針の策定
- ・令和6年度あつぎタウンミーティング（自治会長）

令和6(2024)年7月

- ・新たな総合計画策定に向けた「オープンハウス」①
- ・令和6年度あつぎタウンミーティング（自治会長）

令和6(2024)年8月

- ・令和6年度第2回厚木市総合計画審議会
- ・令和6年度第1回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議
- ・令和6年度あつぎタウンミーティング（自治会長）

令和6(2024)年9月

- ・新たな総合計画策定に向けた「オープンハウス」②
- ・新たな総合計画策定に向けた「未来つなぐワークショップ」

令和6(2024)年10月

- ・新たな総合計画策定に向けた「あつぎ未来創造プロジェクト」①
- ・新たな総合計画策定に向けた「あつぎ未来創造プロジェクト」②

令和6(2024)年11月

- ・新たな総合計画策定に向けた「あつぎ未来創造プロジェクト」③
- ・新たな総合計画策定に向けた「オープンハウス」③
- ・新たな総合計画策定に向けた「中学・高校生によるワークショップ」
- ・新たな総合計画策定に向けた「あつぎ女性100人プロジェクト」①
- ・新たな総合計画策定に向けた「あつぎ女性100人プロジェクト」②

令和6(2024)年12月

- ・新たな総合計画策定に向けた「あつぎ女性100人プロジェクト」③

令和7(2025)年1月

- ・厚木市第10次総合計画市民検討会議委員との意見交換会

令和7(2025)年2月

- ・カーボンニュートラルあつぎ未来プロジェクトとの意見交換会
- ・令和6年度第2回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- ・令和6年度第2回厚木市総合計画策定委員会

令和7(2025)年3月

- ・令和6年度第1回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部
- ・令和6年度第2回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議

令和7(2025)年4月

- ・令和7年度第1回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部幹事会
- ・令和7年度第1回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- ・令和7年度第1回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部
- ・令和7年度第1回厚木市総合計画策定委員会
- ・令和7年度第1回厚木市総合計画審議会

令和7(2025)年5月

- ・令和7年度第1回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議

- ・第11次厚木市総合計画策定に係るアンケート調査
- ・令和7年度第2回厚木市総合計画審議会
- ・令和7年度第2回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- ・令和7年度第2回厚木市総合計画策定委員会
- ・長期ビジョン（素案）の策定
- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン素案に対する「オープンハウス」①
- ・第11次厚木市総合計画策定に係る意見交換会①
- ・第11次厚木市総合計画策定に係る意見交換会②

令和7(2025)年6月

- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン素案に対する「オープンハウス」②
- ・第11次厚木市総合計画策定に係る意見交換会③
- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン素案に対する「オープンハウス」③
- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン素案に対する「オープンハウス」④
- ・第11次厚木市総合計画策定に係るLINEアンケート
- ・令和7年度第3回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- ・令和7年度第3回厚木市総合計画策定委員会
- ・長期ビジョン（原案）の策定
- ・厚木市総合計画審議会へ長期ビジョン（原案）を諮問
- ・令和7年度第3回厚木市総合計画審議会
- ・令和6年度あつぎタウンミーティング（自治会長）

令和7(2025)年7月

- ・令和7年度第2回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議
- ・令和7年度第4回厚木市総合計画審議会
- ・令和7年度第5回厚木市総合計画審議会
- ・厚木市総合計画審議会から長期ビジョン（原案）の答申
- ・長期ビジョン（案）の策定
- ・令和7年度第4回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- ・令和6年度あつぎタウンミーティング（自治会長）

令和7(2025)年8月

- ・令和7年度第4回厚木市総合計画策定委員会
- ・令和6年度あつぎタウンミーティング（自治会長）

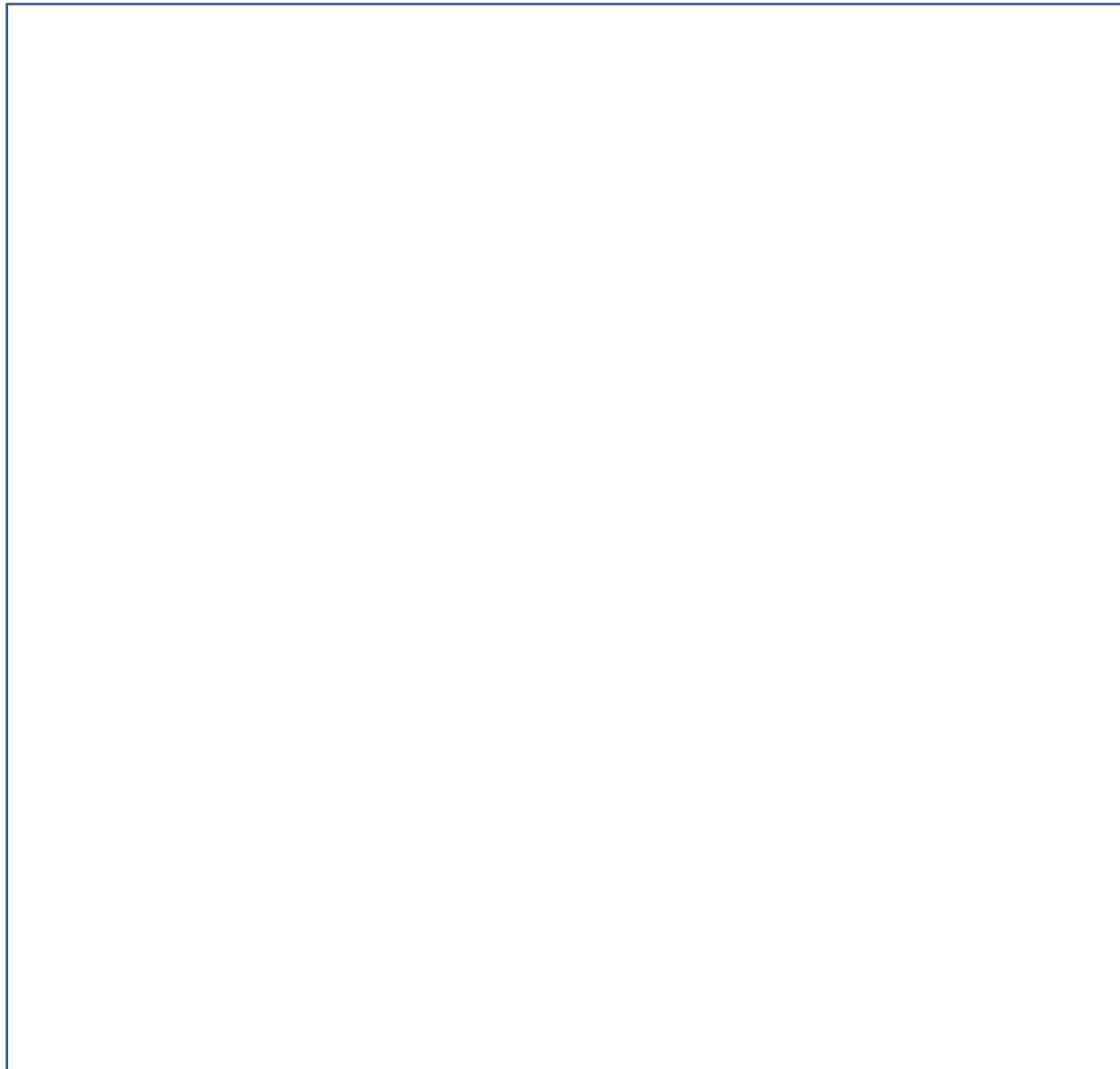
令和7(2025)年9月

- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン（案）に対するパブリックコメント（9/1～10/1）
- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン案に対する「オープンハウス」①
- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン案に対する「オープンハウス」②
- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン案に対する「オープンハウス」③
- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン案に対する「オープンハウス」④

令和7(2025)年10月

- ・令和7年度第5回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- ・令和7年度第6回厚木市総合計画審議会
- ・令和7年度第5回厚木市総合計画策定委員会

2 第11次厚木市総合計画策定体制



3 厚木市総合計画審議会規則

昭和42年6月1日
規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）に基づき設置された厚木市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 厚木市総合計画基本構想に関すること。
- (2) 厚木市総合計画基本計画に関すること。
- (3) その他総合計画策定について、市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 住民自治組織の代表
- (4) 関係行政機関の職員

(会長等)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会の議長となる。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合計画主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

以下附則省略

4 厚木市総合計画審議会委員名簿

令和7年10月1日現在

氏名	選出区分	備考
中村 幹夫	学識経験者	会長
伊藤 重文	住民自治組織の代表	職務代理
佐藤 典子	公募による市民	
浜崎 朝香	公募による市民	
宮崎 三男	公募による市民	
大矢 和人	学識経験者	
加賀谷 努	学識経験者	
高野 秀雄	学識経験者	
田中 博	学識経験者	
野元 優子	学識経験者	
宮崎 昌彦	学識経験者	
山口 和樹	学識経験者	
山本 稲子	学識経験者	
和縣 篤典	学識経験者	
水谷 俊輔	関係行政機関の職員	

(敬称略・順不同)

退任委員

氏名	選出区分	備考
高澤 真吾	学識経験者	令和6年9月まで
黒岩 信	関係行政機関の職員	令和6年9月まで
宮原 賢一	学識経験者	令和7年4月まで
大貫 盛雄	学識経験者	令和7年6月まで
三宅 正敬	学識経験者	令和7年7月まで

(敬称略・順不同)

5 第11次厚木市総合計画長期ビジョン原案について（諮問）

令和7年6月25日

厚木市総合計画審議会
会長 中村 幹夫 様

厚木市長 山口 貴裕

第11次厚木市総合計画長期ビジョン原案について（諮問）

本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、第11次厚木市総合計画長期ビジョン原案を策定しましたので、貴審議会の意見を求めてく諮問します。

6 第11次厚木市総合計画長期ビジョン原案について（答申）

令和7年7月25日

厚木市長 山 口 貴 裕 様

厚木市総合計画審議会
会長 中村幹夫

第11次厚木市総合計画長期ビジョン原案について（答申）

令和7年6月25日付けをもって諮問のありました第11次厚木市総合計画長期ビジョンについて、慎重かつ活発な議論を重ね、本審議会の意見を取りまとめましたので、別紙のとおり答申いたします。

答 申

厚木市では、令和3年度から令和14年度までの12年間を計画期間とした第10次厚木市総合計画に基づき、将来都市像「自分らしさ輝く 希望と幸せあふれる 元気なまち あつぎ」の実現に向けて、まちづくりを進めている。

第10次厚木市総合計画が開始されてから今日までの間、新型コロナウイルス感染症の5類移行、デジタル化の更なる進展、多様化する市民ニーズへの対応等、社会・経済環境は大きく変化してきた。さらに、我が国の人口減少や高齢化は当初の想定を超えるペースで進行し、気象災害の激甚化、都心南部直下地震の発生リスクの高まりなど、今後も新たな社会課題が生じるものと考えられる。

第11次厚木市総合計画では、市がこれからも活力に満ちた心豊かに暮らせる自立したまちであり続けるために、こうした課題や変化を的確に把握し、新たなまちづくりの方向性を定める必要がある。

第11次厚木市総合計画は、「長期ビジョン」及び「アクションプラン」の二層により構成される方針が示されており、社会状況等の急速な変化に対して弾力的な運用が可能であるとともに、市民にとっても簡潔で分かりやすいものとなっている。

長期ビジョンは、自治基本条例第16条第1項に規定する「基本構想」及び「これを具体化するための計画」の一部に相当し、将来都市像として「つながる未来都市-A-T-S-U-G-I-」を掲げ、市民がふるさと厚木に愛着と誇りを持てる「共創のまち」を目指すこととしている。

この将来都市像の実現に向けて、第10次厚木市総合計画で進めてきた政策及び施策の体系を、より俯瞰的に見直すとともに、令和7年6月13日に閣議決定された国の「地方創生2.0基本構想」を踏まえて分野横断的な方向性の整理を行っている。こうした検討により新たに構築された政策及び施策の体系並びに重点プロジェクトは、市民、事業者、行政など多様なステークホルダーとの協働の観点に基づく包括的な内容となっており、将来都市像の実現に資する適切なものであると評価できる。

また、策定の過程では、市が積極的に進めている市民参加・市民協働の理念の下、公募市民などによるワークショップ、公共施設などのオープンハウス、意見交換会、市の公式SNSアカウントを活用したアンケート等を通じて幅広い意見の聴取に努め、計画に反映しており、市民と協働して策定を進める姿勢は高く評価できる。

こうした構成と過程を経て策定された第11次厚木市総合計画長期ビジョンの基本的な方向性と内容は、おおむね妥当であると判断できる。

今後の策定の進行においては、次の点に留意するとともに、引き続き、パブリックコメント等市民参加の機会を捉え、多くの市民の声を取り入れるよう心掛けられたい。

なお、本答申に示し得なかった審議過程における意見、要望等については、計画の策定や事業実施の際に、その趣旨をできる限り反映されたい。

また、今後策定するアクションプランについては、長期ビジョンに掲げる目標を達成するため、十分に検討されたい。

1 全体

使用する語句や文章表現、用語の統一などに十分配慮するとともに、専門用語等については注釈や解説を加えるなど、より分かりやすく工夫されたい。

2 序章

策定の背景については、人口減少・超高齢社会などの全国的な課題と併せて、市を取り巻く環境変化や新たな課題等、計画策定の前提となる多角的な現状認識も示されたい。また、子ども・若者、女性、外国籍などの特定の人に係る記載については、多様性を尊重する観点から、表現方法、項目分類などにおいて偏りのないよう記載されたい。

3 本市における人口の見通しとまち・ひと・しごと創生総合戦略

- (1) 人口の見通しについては、今後のまちづくりを進めていく上で市民と認識を共有する基礎資料であることから、データの要点を的確に捉えた客観的で分かりやすい表現とされたい。
- (2) 厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、第11次厚木市総合計画と一体化するに当たり、「地方創生2.0基本構想」等の国が示す方針も鑑み、両者の位置付けを明確にされたい。

4 長期ビジョン

- (1) 重点プロジェクトについては、総合計画の取組の中からより重点的に取り組む分野を位置付けるものであることを明確にされたい。
- (2) 各施策の成果指標については、数値の取得方法、現状値の評価、目標値の設定根拠等の必要な説明を補記し、取組の方向性と成果が分かりやすいように内容を充実されたい。また、指標及び目標値を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うなど改善に努めることで、適切な施策の評価を図られたい。
- (3) 各施策の成果指標のうち、暮らしの変化を実感している市民の割合を指標とするものについては、目標値の設定に当たり達成の可能性及び目標値としての妥当性を踏まえた上で、行政の取組に対する市民の視点も考慮した検討を加えられたい。
- (4) 人口減少・超高齢社会が進展する中でも必要な行政サービスを提供できるように、生成AI、IOT等のデジタル技術の導入によるDXの推進など、新たな取組を積極的に検討されたい。
- (5) 各施策の「みんなができること」について、記載する取組例は、市民及び事業者がイメージしやすく、より市民協働の推進につながるものとなるよう工夫されたい。

7 厚木市総合計画策定委員会設置規程

(目的及び設置)

第1条 本市の総合的かつ計画的な基本指針として、厚木市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に必要な事項を調査検討するため、厚木市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画の基本構想の策定に関すること。
- (2) 総合計画の基本計画及び実施計画の策定に関すること。
- (3) その他総合計画の策定について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には企画部を担当する副市長を、副委員長には他の副市長及び教育長をもって充てる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 第2条の所掌事項について、専門的な調査、研究及び検討をさせるため、幹事会を置く。

2 幹事会の委員は、別表第2に掲げる者をもって組織する。

3 幹事会にリーダー及びサブリーダーを置き、リーダーには企画部次長を、サブリーダーには企画部企画政策課長をもって充てる。

(リーダー等の職務)

第7条 リーダーは、幹事会の会務を総理し、会議の議長となる。

2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

3 幹事会の会議は、必要に応じてリーダーが招集する。

4 リーダーは、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

5 リーダーは、幹事会で調査し、研究し、検討した事項及び取りまとめた事項について、必要に応じて委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会及び幹事会の庶務は、総合計画主管課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

以下附則省略

8 厚木市総合計画策定委員会委員名簿

厚木市総合計画策定委員会(設置規程別表第1(第3条関係))

役 職	職 名
委 員 長	副市長
副委員長	副市長
//	教育長
委 員	理事
//	企画部長
//	総務部長
//	財務部長
//	市民福祉部長
//	健康こどもみらい部長
//	市民交流部長
//	産業文化スポーツ部長
//	環境農政部長
//	循環型社会推進担当部長
//	都市みらい部長
//	建築・許認可担当部長
//	市街地整備担当部長
//	都市インフラ整備部長
//	会計管理者
//	消防長
//	病院事業局長
//	議会事務局長
//	教育部長
//	教育指導担当部長
//	選挙管理委員会事務局長
//	監査事務局長
//	農業委員会事務局長
//	環境農政部付け担当部長(厚木愛甲環境施設組合派遣)

厚木市総合計画策定委員会幹事会(設置規程別表第2(第6条関係))

役 職	職 名
リーダー	企画部次長
サブリーダー	企画部企画政策課長
委 員	企画部行政経営課長
//	企画部危機管理課長
//	総務部行政総務課長
//	財務部財政課長
//	市民福祉部次長
//	市民福祉部地域包括ケア推進課長
//	健康こどもみらい部次長
//	健康こどもみらい部こども育成課長
//	健康こどもみらい部こども家庭センター所長
//	健康こどもみらい部健康医療課長
//	市民交流部市民協働推進課長
//	市民交流部くらし交通安全課長
//	市民交流部中央図書館長
//	産業文化スポーツ部次長
//	産業文化スポーツ部産業振興課長
//	産業文化スポーツ部商業観光課長
//	産業文化スポーツ部スポーツ魅力創造課長
//	産業文化スポーツ部文化魅力創造課長
//	環境農政部環境政策課長
//	環境農政部ごみ減量化・資源化担当課長
//	環境農政部農業政策課長
//	都市みらい部都市計画課長
//	都市みらい部市街地整備課長
//	都市インフラ整備部次長兼国県道調整担当課長
//	都市インフラ整備部道路総務課長
//	都市インフラ整備部河川下水道総務課長
//	消防本部次長兼警防課長
//	消防本部消防総務課長
//	市立病院経営管理課長
//	教育部教育総務課長
//	教育部教育指導課長

9 新たな総合計画策定に向けたオープンハウスの実施概要

第11次厚木市総合計画の策定に向け、普段市政に参加する機会が少なかった市民から広く意見を聴取し、市民が考えるまちの将来像を把握するため、オープンハウスを開催しました。

「オープンハウス」とは、市民の皆様が多く集まるイベント会場や公共施設などでパネルを展示し、パネルを基に職員が説明を行ったり、来場者から御意見をお伺いしたりするものです。

イベント名称	会場	実施日	参加人数
厚木北地区盆踊り大会	厚木中央公園	令和6年7月27日（土）	190人
あつぎ SDGs フェスティバル2024	あつぎ市民交流プラザ	令和6年9月23日（月） ※振替休日	398人
CHiKa フェス 2024	本厚木駅前東口地下道	令和6年11月9日（土）	250人
		令和6年11月10日（日）	191人

10 ワークショップの実施概要

第11次厚木市総合計画の策定に向け、市民から意見を聴取するため、次のとおりワークショップを開催しました。

名 称	対象者	実施日	参加人数
あつぎ未来創造プロジェクト	市内在住勤在学の中学生以上	令和6年10月12日（土）	29人 ※延べ79人
		令和6年10月26日（土）	
		令和6年11月2日（土）	
あつぎ女性100人プロジェクト	市内在住勤在学の中学生以上の女性 計97人	令和6年11月23日（土）	34人
		令和6年11月27日（水）	30人
		令和6年12月7日（土）	33人
未来つなぐワークショップ	インターンシップ等実習生	令和6年9月26日（木）	16人
中学・高校生によるワークショップ	市内在住学の中学生、高校生	令和6年11月16日（土）	11人

11 第10次総合計画市民検討会議との意見交換会の実施概要

第10次総合計画の策定に当たって設置した市民検討会議の委員を当時お務めいただいた方から改めて御意見をお伺いするため、意見交換会を実施しました。

名 称	対象者	実施日	対象 人数
厚木市第10次総合計画市民検討会議委員との意見交換会	第10次総合計画市民検討会議委員	令和7年1月30日(木)	18人

12 第11次厚木市総合計画策定に係るアンケート調査の概要

(1) 目的

令和8(2026)年度を始期とする総合計画策定の基礎資料とともに、市民のまちづくりに対する考え方や市民生活に密着した事項について、市民の意識やニーズを把握することを目的として実施しました。

(2) 調査項目

ア 市民生活における実感度

分野	設問
1 子育て・教育	2項目
2 福祉・健康・コミュニティ	8項目
3 安心・安全	4項目
4 都市整備・産業	7項目
5 環境	4項目
6 スポーツ・文化芸術・魅力	4項目

イ 市の取組に対する実感度・重要度

分野	設問
1 子育て・教育	2項目
2 福祉・健康・コミュニティ	8項目
3 安心・安全	4項目
4 都市整備・産業	7項目
5 環境	4項目
6 スポーツ・文化芸術・魅力	4項目

(3) 調査対象者

厚木市在住の18歳以上の男女5,000人（外国人住民を含む。）

(4) 抽出方法

住民基本台帳を基に無作為抽出

(5) 調査方法

郵送配布、郵送又はインターネット回収

(6) 調査期間

令和7(2025)年5月14日（水）から6月13日（金）まで

(7) 回収結果

2,116人（回収率42.3%）

(8) 調査結果

ア 市民生活における実感度

分野	項目名 (～と思う市民の割合)	そう 思う	や や そ う 思 う	ど ち ら で も な い	そ あ ま り わ な い	そ う 思 わ な い	実 感 し て い る	実 感 し て い な い
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(A+B)	(D+E)
・子 教育 育て	子どもが切れ目のない支援によって、自分らしく健やかに育っている	15.2	38.6	33.6	10.2	2.4	53.8	12.6
	子どもたちが自ら学び成長する力を身につけられている	10.8	33.0	41.2	11.8	3.2	43.8	15.0
福祉 ・ 健 康 ・ コ ミ ュ ニ テ イ	地域の人たちが、つながり、支え合い、一人一人を尊重している	7.9	32.4	34.6	20.1	5.0	40.3	25.1
	高齢者が生きがいを持って自分らしく暮らしている	8.0	35.4	34.1	18.3	4.2	43.4	22.5
	障がい者が安心して暮らしている	6.0	27.5	41.3	19.2	6.0	33.5	25.2
	健康づくりの取組や医療体制の充実により、心身ともに健康に暮らしている	12.4	42.2	27.7	13.7	4.0	54.6	17.7
	地域で行われる多様な学習機会の充実により、住民が地域課題を主体的に解決できている	2.8	24.3	43.0	22.3	7.6	27.1	29.9
	市民協働のまちづくりにより、地域の様々な課題が解決できている	4.0	21.1	42.7	23.9	8.3	25.1	32.2
	生涯を通じた様々な学びを通して、豊かな暮らしをしている	6.3	30.0	37.0	20.4	6.3	36.3	26.7
安心 ・ 安 全	人権や平和を尊重する意識を持ち、自分らしく暮らしている	13.3	40.7	31.0	11.2	3.8	54.0	15.0
	災害への備えが充実しており、安心して暮らしている	7.1	42.4	32.7	14.5	3.3	49.5	17.8
	消防・救急体制が整っており、安心して暮らしている	16.7	50.6	24.2	7.1	1.4	67.3	8.5
	犯罪への備えが充実しており、安心して暮らしている	5.1	30.5	33.5	23.7	7.2	35.6	30.9
都市 整備 ・ 産業	誰もが交通安全の意識を持ち、安心・安全に道路を通行している	5.7	25.0	27.9	30.2	11.2	30.7	41.4
	移動や買い物など、生活が便利である	18.3	35.0	19.3	17.6	9.8	53.3	27.4
	安全で円滑な移動ができている	12.5	36.9	26.1	18.3	6.2	49.4	24.5
	新たな産業拠点が形成されている	4.8	22.8	35.4	26.7	10.3	27.6	37.0
	公園や緑地等の憩いの場が身近にあり、豊かに暮らしている	19.1	38.8	22.0	15.3	4.8	57.9	20.1
	市内企業や働く人への支援の充実により、安心して働くことができている	5.6	23.0	48.0	16.6	6.8	28.6	23.4
	魅力ある商店街・店舗が充実している	5.8	21.1	23.7	31.9	17.5	26.9	49.4
環境	新鮮で安心・安全な市内産の農畜産物を消費できている	10.0	36.5	30.1	17.8	5.6	46.5	23.4
	再生可能エネルギーの使用やエネルギーの効率的な使用により、環境にやさしい暮らしをしている	5.9	23.4	44.1	19.4	7.2	29.3	26.6
	ごみの減量化・資源化に努め、環境への負荷の少ない暮らしをしている	12.9	49.7	26.2	8.6	2.6	62.6	11.2
	美しい自然環境が身近にあり、豊かな暮らしをしている	20.2	45.2	22.6	9.7	2.3	65.4	12.0
文化 芸術 ・ 魅力	清潔で快適な生活環境が整っている	15.3	45.2	29.1	7.5	2.9	60.5	10.4
	伝統文化、郷土芸能、文化財等が尊重され、保存・継承されている	14.5	45.1	26.7	11.0	2.7	59.6	13.7
	スポーツをする・みる・支えることを通して、豊かに暮らしている	12.4	35.8	35.9	11.3	4.6	48.2	15.9
	観光によって地域が活性化している	4.4	23.0	30.1	31.0	11.5	27.4	42.5
	市内外に魅力が発信されることで、本市のイメージが向上している	8.2	28.8	32.5	23.1	7.4	37.0	30.5

イ 市の取組に対する実感度・重要度

分野	項目名 (～と思う市民の割合)	そう 思う	や や そ う 思 う	ど ち ら で も な い	あ ま り 思 わ な い	そ う 思 わ な い	実 感 し て い る	実 感 し て い な い
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(A+B)	(D+E)
・子 教育 育て	子育て支援が充実している	20.3	41.3	30.5	6.3	1.6	61.6	7.9
	全てのこどもたちにとって学びやすい環境が整っている	11.0	34.5	41.8	9.9	2.8	45.5	12.7
福祉 ・ 健 康 ・ コ ミ ュ ニ ティ	地域での見守り、つながり、支え合い、一人一人を尊重するまちづくりが進んでいる	6.1	32.4	38.9	17.8	4.8	38.5	22.6
	高齢者が生きがいを持ち自分らしく生活できる取組が進んでいる	6.4	28.9	41.5	18.0	5.2	35.3	23.2
	障がいに対する理解促進や、障がい者への支援等が充実している	6.4	25.8	45.3	17.7	4.8	32.2	22.5
	心身ともに健康に暮らすための支援や医療体制が充実している	10.8	38.5	33.8	13.5	3.4	49.3	16.9
	地域の中で様々な知識や技能を習得できる学びの環境が整っている	4.7	22.6	44.4	20.7	7.6	27.3	28.3
	地域の課題解決に向けて、市民と行政との協働が進んでいる	3.3	19.4	47.1	21.6	8.6	22.7	30.2
	誰もが生涯を通じて様々な学びができる環境が充実している	4.0	21.5	46.3	20.9	7.3	25.5	28.2
安心 ・ 安 全	人権や平和への意識を啓発するための取組が進んでいる	3.2	17.2	49.5	22.8	7.3	20.4	30.1
	災害に強いまちづくりが進んでいる	7.0	38.8	32.4	17.0	4.8	45.8	21.8
	消防・救急体制が充実している	17.6	48.4	26.9	5.9	1.2	66.0	7.1
	安心して暮らせる防犯のまちづくりが進んでいる	6.1	29.5	36.5	21.3	6.6	35.6	27.9
都市 整備 ・ 産業	交通安全の取組が進んでいる	7.3	31.8	34.0	20.0	6.9	39.1	26.9
	日常生活での移動や必要な施設（スーパー・マーケット、コンビニエンスストア、診療所など）が整備されている	29.1	39.5	13.4	13.1	4.9	68.6	18.0
	円滑な通行ができる道路が整備されている	12.6	36.7	21.5	21.3	7.9	49.3	29.2
	新たな土地利用の計画が進んでいる	7.9	23.9	35.6	24.5	8.1	31.8	32.6
	公園や緑地等、憩いの場が充実している	15.5	36.1	23.1	19.1	6.2	51.6	25.3
	市内企業や働く・働きたい人への支援が充実している	5.0	17.7	44.1	24.3	8.9	22.7	33.2
	商店街への支援や空き店舗対策が進んでいる	3.6	10.6	29.2	40.9	15.7	14.2	56.6
環境	農業支援の充実により、市内産の農畜産物が提供されている	9.7	35.1	31.7	18.5	5.0	44.8	23.5
	再生可能エネルギーの普及等の取組が進んでいる	4.9	20.7	45.1	23.2	6.1	25.6	29.3
	ごみの資源化・減量化の取組が進んでいる	13.8	41.2	29.0	12.8	3.2	55.0	16.0
	自然環境の保全と活用が進んでいる	9.0	29.3	43.2	14.4	4.1	38.3	18.5
文化 芸術 ・ ツ 魅 力	地域における美化清掃等の取組が進んでいる	15.2	39.5	30.7	11.1	3.5	54.7	14.6
	伝統文化・郷土芸能や文化財に触れる機会があり、後世に伝えるための取組が進んでいる	5.5	27.6	37.4	22.3	7.2	33.1	29.5
	スポーツをする、みる、支える環境や機会が充実している	7.6	30.8	34.2	21.8	5.6	38.4	27.4
	観光によるまちづくりが進んでいる	4.2	22.9	31.5	30.7	10.7	27.1	41.4
	市内外に厚木市の魅力が発信されている	5.1	23.5	31.8	30.0	9.6	28.6	39.6

イ 市の取組に対する実感度・重要度

分野	項目名 (～と思う市民の割合)	重 要 で あ る	や や 重 要 で あ る	ど ち ら で も な い	あ ま り で は な い	重 要 で は な い	重 要 視 し て い る	い 重 要 な い 視 し て
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(A+B)	(D+E)
・子 教育 育て	子育て支援が充実している	56.2	25.3	14.8	2.1	1.6	81.5	3.7
	全てのこどもたちにとって学びやすい環境が整っている	54.7	25.8	16.8	1.9	0.8	80.5	2.7
福祉 ・ 健 康 ・ コ ミ ュ ニ テ イ	地域での見守り、つながり、支え合い、一人一人を尊重するまちづくりが進んでいる	39.4	41.1	17.4	1.7	0.4	80.5	2.1
	高齢者が生きがいを持ち自分らしく生活できる取組が進んでいる	38.8	38.6	18.5	2.2	1.9	77.4	4.1
	障がいに対する理解促進や、障がい者への支援等が充実している	43.3	35.4	18.6	2.0	0.7	78.7	2.7
	心身ともに健康に暮らすための支援や医療体制が充実している	57.4	30.6	11.1	0.3	0.6	88.0	0.9
	地域の中で様々な知識や技能を習得できる学びの環境が整っている	27.5	40.8	27.0	3.2	1.5	68.3	4.7
	地域の課題解決に向けて、市民と行政との協働が進んでいる	35.8	39.4	22.5	1.7	0.6	75.2	2.3
	誰もが生涯を通じて様々な学びができる環境が充実している	28.8	41.3	26.1	2.5	1.3	70.1	3.8
安心 ・ 安 全	人権や平和への意識を啓発するための取組が進んでいる	33.5	34.6	27.6	2.7	1.6	68.1	4.3
	災害に強いまちづくりが進んでいる	70.2	22.1	6.3	1.1	0.3	92.3	1.4
	消防・救急体制が充実している	72.0	20.5	6.8	0.5	0.2	92.5	0.7
	安心して暮らせる防犯のまちづくりが進んでいる	71.1	21.1	6.7	0.8	0.3	92.2	1.1
都市 整備 ・ 産業	交通安全の取組が進んでいる	61.6	27.6	9.6	0.9	0.3	89.2	1.2
	日常生活での移動や必要な施設（スーパー・マーケット、コンビニエンスストア、診療所など）が整備されている	59.7	32.4	6.8	1.0	0.1	92.1	1.1
	円滑な通行ができる道路が整備されている	56.2	34.2	8.6	0.9	0.1	90.4	1.0
	新たな土地利用の計画が進んでいる	23.7	37.6	30.5	5.4	2.8	61.3	8.2
	公園や緑地等、憩いの場が充実している	34.2	42.0	19.7	3.2	0.9	76.2	4.1
	市内企業や働く・働きたい人への支援が充実している	40.6	36.2	20.9	1.8	0.5	76.8	2.3
	商店街への支援や空き店舗対策が進んでいる	31.8	42.9	21.8	2.2	1.3	74.7	3.5
環境	農業支援の充実により、市内産の農畜産物が提供されている	35.3	41.4	20.7	2.0	0.6	76.7	2.6
	再生可能エネルギーの普及等の取組が進んでいる	36.4	37.9	17.9	4.6	3.2	74.3	7.8
	ごみの資源化・減量化の取組が進んでいる	46.4	38.8	11.9	2.0	0.9	85.2	2.9
	自然環境の保全と活用が進んでいる	40.8	37.3	20.0	1.5	0.4	78.1	1.9
文化 芸術 ・ツ 魅 力	地域における美化清掃等の取組が進んでいる	37.5	44.7	16.0	0.9	0.9	82.2	1.8
	伝統文化・郷土芸能や文化財に触れる機会があり、後世に伝えるための取組が進んでいる	24.1	43.0	26.7	4.4	1.8	67.1	6.2
	スポーツをする、みる、支える環境や機会が充実している	22.6	44.1	27.0	5.0	1.3	66.7	6.3
	観光によるまちづくりが進んでいる	25.7	42.5	23.8	5.9	2.1	68.2	8.0
	市内外に厚木市の魅力が発信されている	30.2	42.5	20.4	5.4	1.5	72.7	6.9

13 第11次総合計画長期ビジョン素案に対するオープンハウスの実施概要

第11次厚木市総合計画の策定に向け、普段市政に参加する機会が少なかった市民に対して、長期ビジョン素案に対する意見等を聴取するため、オープンハウスを開催しました。

会場	実施日	参加人数
ぼうさいの丘公園	令和7年5月24日（土）	19人
荻野運動公園 ※スポーツなじみDAYと同時開催	令和7年6月1日（日）	20人
荻野運動公園 ※夕焼け市と同時開催	令和7年6月11日（水）	26人
保健福祉センター	令和7年6月13日（金）	6人

14 第11次厚木市総合計画策定に係る意見交換会の実施概要

第11次厚木市総合計画長期ビジョンの策定について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例に基づき意見交換会を開催しました。

会場	実施日	参加人数
厚木市役所本庁舎 4階大会議室	令和7年5月30日（金）	20人
ぼうさいの丘公園センター施設 講義室AB	令和7年5月31日（土）	6人
荻野運動公園会議室	令和7年6月7日（土）	9人

15 第11次厚木市総合計画策定に係るLINEアンケートの実施概要

(1) 目的

令和8年度を始期とする第11次厚木市総合計画長期ビジョンの策定に向け、より多くの市民の皆様の意見等を聴取するため、厚木市公式LINEアカウントの登録者を対象としてアンケート調査を実施する。

(2) 対象

厚木市公式LINEアカウント登録者のうち、メッセージの受信設定が有効である方
※調査の期間中に新規設定した方を含む

(3) 調査期間

令和7年6月17日（火）から6月22日（日）まで

(4) 調査方法

LINEのアンケート機能を使用して市民アンケートを作成し、対象者に配信。

(5) 回答形式

選択式と自由記述式の併用。

(6) 回答数

526件

(7) 設問及び結果

市では、現在、10年後を見据えたまちづくりのために、新しい計画の策定を進めています。そこで、市民の皆様からご意見をお伺いするため、LINEアンケートを実施します。より良いまちづくりのため、ぜひ皆さんのご意見をお聞かせください。

問1 あなたの性別をお答えください。

項目	件数	割合
男性	185	35.2%
女性	331	62.9%
その他	3	0.6%
答えたくない	7	1.3%

問2 あなたの年齢をお答えください。

項目	件数	割合
10代	3	0.6%
20代	23	4.4%
30代	63	12.0%
40代	100	19.0%
50代	138	26.2%
60代	105	20.0%
70代	73	13.9%
80代以上	19	3.6%
答えたくない	2	0.3%

問3 市内への在住・在学・在勤区分をお答えください

項目	件数	割合
在住	468	89.0%
在勤	39	7.4%
在学	1	0.2%
いずれにも該当しない	18	3.4%

この計画では、目指す将来のまちの姿【図1】を定め、その実現に向けて、3つの戦略【図2】を掲げ、取組を位置付けます。戦略1～3に対して必要だと考える取組をお答えください。

【図1】将来都市像（目指す将来のまちの姿）

「つながる未来都市-A-T-S-U-G-I-J」

A (Ambitious)…未来を切り拓く	「つながる未来都市-A-T-S-U-G-I-J」は、人・技術・自然が「つながる」ことで実現します。
T (Together)… 共に創る、育む	先進技術と伝統、都市と自然、多様な市民が調和することで、新しい価値を創造し、市民がふるさと厚木に愛着と誇りを持てる「共創のまち」を目指します。
S (Safe)……… 安心と安全	自然と人、技術と文化・芸術が地域と共に発展し、安心・安全で、住む人だけでなく、訪れる人も感動する、全国・全世界から憧れを抱かれる魅力あるまちづくりを進めます。
U (Unique)…… 個性が輝く	
G (Green)……… 自然と共に	
I (Inspire)…… 創造と発見	

【図2】重点プロジェクト

将来都市像及び目標人口を実現するために3つの戦略を掲げ、取組を位置付けます。

■戦略1（住みたいまち）

厚木の魅力を伸ばし、住みたい住み続けたいまちをつくる

【取組例】
中心市街地等の整備、スポーツ・文化芸術・歴史、観光振興、魅力発信、広域連携、防災・減災対策、防犯対策

■戦略2（育てたいまち）

こども・若者一人一人が幸せに暮らし続けられるまちをつくる

【取組例】
出産支援、子育て支援、学校教育、若者の住宅取得支援、市民協働、社会教育

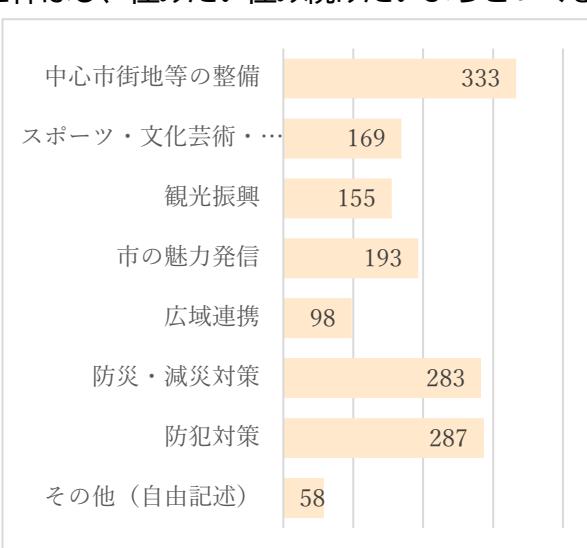
■戦略3（働きたいまち）

地域経済の活性化により、発展し続けるまちをつくる

【取組例】
産業拠点の創出、企業誘致、農業振興、交通混雑対策、商業振興、公共交通不便地域対策、環境対策、生涯学習、就労支援、健康づくり

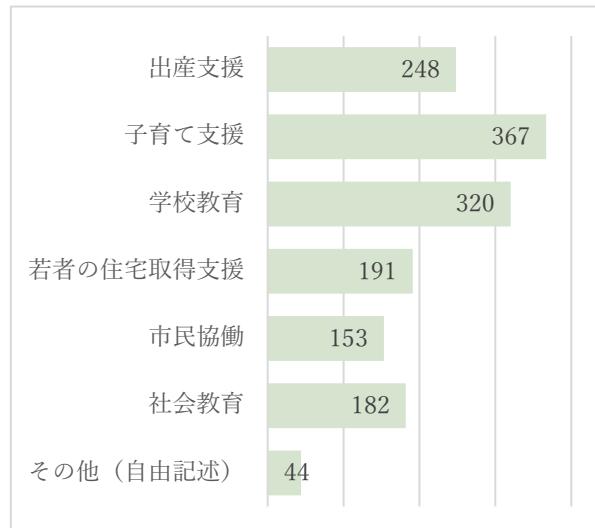
問4 戦略1（住みたいまち） 厚木の魅力を伸ばし、住みたい住み続けたいまちをつくる

項目	件数
中心市街地等の整備	333
スポーツ・文化芸術・歴史の聖地づくりの取組	169
観光振興	155
市の魅力発信	193
広域連携	98
防災・減災対策	283
防犯対策	287
その他(自由記述)	58



問5 戦略2（育てたいまち）こども・若者一人一人が幸せに暮らし続けられるまちをつくる

項目	件数
出産支援	248
子育て支援	367
学校教育	320
若者の住宅取得支援	191
市民協働	153
社会教育	182
その他(自由記述)	44



問6 戦略3（働きたいまち）地域経済の活性化により、発展し続けるまちをつくる

項目	件数
産業拠点の創出	243
企業誘致	256
農業振興	197
交通混雑対策	280
商業振興	211
公共交通不便地域対策	264
環境対策	166
生涯学習	118
就労支援	200
健康づくり	157
その他(自由記述)	17



問7 その他、今後のまちづくりに必要だと考える取組について、御意見等がありましたら、御自由に御記入ください。(ない場合は、「特になし」をお選びください。)

16 第11次総合計画長期ビジョン案に対するオープンハウスの実施概要

第11次厚木市総合計画の策定に向けて、普段市政に参加する機会が少なかった市民に対してオープンハウスを開催し、長期ビジョン案の概要についてパネルを用いて説明するとともに、9月1日から10月1日までの期間で実施するパブリックコメントの周知を行いました。

会場	実施日	パネル説明	パブリックコメント案内
アミューあつぎ8階 屋内広場 sola	令和7年9月2日 (火)	10人	15人
あつぎ郷土博物館	令和7年9月7日 (日)	5人	7人
ふれあいプラザ	令和7年9月13日 (土)	3人	50人
あつぎ市民交流プラザ ※あつぎSDGsフェスティバルと同時開催	令和7年9月21日 (日)	25人	112人

17 個別計画一覧

本市では、特定の行政課題に対応した様々な計画や指針を策定しています。これら個別の計画等の法令上の位置付けや計画の性格・期間などは様々ですが、総合計画を各分野において補完・具体化していくものと位置付け、総合計画の内容との整合性を確保するとともに、総合計画の推進と併せて、個別計画を推進することにより、施策の着実な展開を図ります。

分野等	個別計画名	計画期間等	概要
Ambitious 子育て・教育	厚木市こども・若者みらい計画	令和7(2025)年度 ～ 令和11(2029)年度	「こども基本法」が目指す「こどもまんなか社会の実現」を基本理念に掲げ、急速な少子化や女性の就業率の高まりなど、子育て環境の変化に対応し、全てのこども・若者が幸せに暮らせる社会の実現を目指す計画です。
	第2次厚木市教育振興基本計画	令和3(2021)年度 ～ 令和14(2032)年度	これからの中長期を見据えた教育振興に取り組むための基本理念・基本目標・基本方針等を定める計画です。
Together 福祉・健康・コミュニティ	厚木市地域福祉計画（第6期）	令和6(2024)年度 ～ 令和8(2026)年度	「社会福祉法」に規定する「市町村地域福祉計画」であり、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、成年後見制度 ⁷⁰ の利用の促進、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める計画です。 また、「再犯の防止等の推進に関する法律」に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含した計画としています。

⁷⁰ 認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方の権利を守る人（「後見人」等）を選ぶことで、法律的に支援する制度

	厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）	令和6（2024）年度～令和8（2026）年度	「老人福祉法」に規定する「市町村老人福祉計画」であり、本市における高齢者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。 また、「介護保険法」に規定する市町村介護保険事業計画に包含した計画としています。
	厚木市障がい者福祉計画（第7期）	令和6（2024）年度～令和8（2026）年度	「障害者基本法」に規定する「市町村障害者計画」であり、本市における障がい者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。 また、「障害者総合支援法」に規定する「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」に規定する「市町村障害児福祉計画」を包含した計画としています。
	厚木市自殺対策計画（第2期）	令和6（2024）年7月～令和11年（2029）6月	「自殺対策基本法」の趣旨や新たな自殺総合対策大綱に基づき、本市の自殺の現状と課題を明らかにした上で、本市における自殺対策の方向性や施策を定めた計画です。
	第3次健康食育あつぎプラン	令和3（2021）年度～令和8（2026）年度	地域包括ケア社会の実現に向け、市民協働による健康づくりの施策展開を図るため、健康増進と食育推進の行動目標を定めた計画です。
	第4次厚木市男女共同参画計画	令和5（2023）年度～令和9（2027）年度	男女がお互いを尊重し、家庭、地域、職場など、あらゆる場で個人の能力を発揮することができ、生き生きと暮らせる社会の実現を目標とし、市民と行政が協働で取り組むことにより、男女共同参画の一層の推進を目指すための計画です。
	第3次厚木市生涯学習推進計画第1期基本計画	令和3（2021）年度～令和8（2026）年度	生涯学習機会の充実を図り、誰もが、いつでも、どこでも、気軽に生涯学習活動に参加することができる環境整備を図るため、生涯学習事業を総合的に推進するための計画です。

	第4次厚木市子ども読書活動推進計画	令和6(2024)年度 ～ 令和10(2028)年度	国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」及び「第五次神奈川県子ども読書活動推進計画」を基本として、本市における子どもの読書活動をより一層推進し、「読書大好きあつぎっ子」を育てるための計画です。
Safe 安心・安全	厚木市防災都市づくり計画	令和5(2023)年度 ～ 令和22(2040)年度	誰もが安心して安全に暮らせる災害に強い都市を目指して、防災を明確に意識した都市づくりを推進するため、多様な災害に対応した防災都市づくりの基本方針及び具体的な施策等を示す計画です。
	厚木市国土強靭化地域計画	令和2(2020)年度 策定 (令和6(2024)年度改定)	本市における防災及び減災施策を客観的に分析・整理し、防災及び減災施策の更なる充実を図ることで、いかなる災害等が発生しようと最も最悪な事態に陥ることが避けられるよう、強さとしなやかさを持った安全で安心な社会を平時から作り上げることを目的とした計画です。
	厚木市地域防災計画	平成24(2012)年度 策定 (令和4(2022)年度改定)	台風、地震、水害、火災、その他災害による人的被害を未然に防ぐために策定した市域の防災行政の指針となる計画です。 地域の防災を進め、市民の生命や財産を守り、社会秩序の維持と公共の福祉を確立することを目指します。
	厚木市国民保護計画	平成18(2006)年度 策定 (平成30(2018)年度改定)	武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、武力攻撃や大規模テロなどへの平素からの備えを始め、警報の伝達や避難住民の誘導、避難住民等への救援について定めた計画です。

Unique 都市整備・産業	厚木市災害廃棄物 処理計画	平成30(2018)年度 策定	大規模地震により発生した廃棄物処理を迅速かつ適正に行うことにより、災害時における市民の健康・安全の確保や速やかな復旧、復興を可能なものとするため、災害廃棄物の計画的かつ適正な処理に関する基本的事項を定めた計画です。
	厚木市耐震改修促進計画	令和4(2022)年度 ～ 令和12(2030)年度	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、建築物の耐震化の目標や耐震化を促進する施策等を定めた計画です。
	第2期厚木市消防力整備計画	令和3(2021)年度 ～ 令和8(2026)年度	消防を取り巻く環境の変化や災害発生状況等を考慮し、あらゆる災害から市民の生命、財産を守るために、令和3(2021)年度からの6年間の消防力の充実・強化に向けた取組の方向性を示す計画です。
	厚木市交通安全推進計画	令和4(2022)年度 ～ 令和8(2026)年度	本市の特徴的な取組であるセーフコミュニティの理念(事故やけがは偶然の結果でなく予防できる)の下、より具体的な施策を示し、誰もが健康で安心して安全に暮らすことのできる交通事故のないまちを目指す計画です。
	厚木市都市計画マスターplan	令和3(2021)年度 ～ 令和22(2040)年度	総合計画における都市づくりの分野を担う計画であり、令和22(2040)年度を目標年次とした中長期的な視点から、将来の都市像や都市づくりの方向性を示す計画です。
	厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画	令和3(2021)年度 ～ 令和22(2040)年度	人口減少・超高齢社会における持続可能な都市づくりを進めるため、「コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の更なる充実」により、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる人にやさしい都市を目指す計画です。

	あつぎの道づくり 計画	令和3(2021)年度 ～ 令和14(2032)年度	市道の整備や改良、維持管理など道づくりの考え方を示した、12年間の道路に関する総合的な計画です。
	厚木市交通マスター ープラン	令和3(2021)年度 ～ 令和22(2040)年度	都市計画マスター・プランの分野別計画として、本市の顕在化している交通課題への対応とコンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造をいかしたまちづくりに向けて、市民の移動円滑化の促進を目的とし、公共交通や道路ネットワーク等に関する交通施策を定める計画です。
	厚木市空家等対策 計画	令和4(2022)年度 ～ 令和8(2026)年度	空き家対策の基本的な考え方を示すとともに、空き家対策の全体像を市民に広く周知を図り、空き家対策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
	厚木市住生活基本 計画	令和5(2023)年度 ～ 令和14(2032)年度	住宅政策の基本理念や基本方針を定め、住宅政策を総合的かつ計画的に進めるための基本的方向性を示す計画です。
	第二次厚木市住居 表示整備事業計画	平成17(2005)年度 策定	都市基盤整備の一環として、住居表示整備を円滑に進めるための基本となる計画です。
	本厚木駅周辺歩い て楽しいまちづくり 推進計画	令和4(2022)年度 ～ 令和22(2040)年度	官民一体となって、「2つの結節点から拡がり、豊かな日常の光景が点在する歩いて楽しいまち」を実現するため、まちづくりの方針やエリア別の目指すまちの姿などを定めた計画です。

	厚木市移動円滑化 基本構想	平成14(2002)年度 策定	駅及びその周辺における重点的かつ一体的なバリアフリーを推進するための基本の方針をまとめた構想です。同構想に基づき、公共交通事業者、道路管理者、県公安委員会が、それぞれ特定事業計画を策定し、具体的にバリアフリー整備を行います。
	厚木市景観計画	平成21(2009)年度 策定	「景観法」に基づき、良好な都市景観を形成するための方針を示し、周囲の景観に影響する行為に対する景観形成の方策を定めた計画です。
	第3次厚木市産業 マスターplan	令和3(2021)年度 ～ 令和8(2026)年度	地域経済の活性化、継続的な産業振興、にぎわいのあるまちづくりの具体的な施策を推進するための計画です。
	厚木農業振興地域 整備計画	昭和49(1974)年度 策定 (平成30(2018)年 度改定)	農業振興地域における農業振興を図るため、「農用地利用計画」や「農業生産基盤の整備開発計画」などを示した計画です。
	厚木市農業経営基 盤の強化の促進に 関する基本的な構 想	平成6(1994)年度 策定 (令和5(2023)年 度改定)	農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的・安定的な農業経営を支援、育成するための構想です。
	厚木市都市農業振 興計画	平成30(2018)年度 ～ 令和9(2027)年度	持続可能な都市農業の創造、多面的機能の発揮と魅力ある新たな農畜産業の振興を図るための計画です。

Green 環境	厚木市環境基本計画	令和3(2021)年度 ～ 令和8(2026)年度	「厚木市環境基本条例」に基づき、市の良好な環境を保全及び創造し、地球温暖化を始めとする環境諸問題の解決への貢献を果たすための総合的かつ計画的な環境行政の指針となる基幹的な計画です。 市民、事業者、民間団体・組織、行政が協働し、将来の望ましい環境の実現を目指します。
	厚木市地球温暖化対策実行計画	令和3(2021)年度 ～ 令和12(2030)年度 (令和4(2022)年度改定)	「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「神奈川県地球温暖化対策計画」など、国・県等の関連法・施策を踏まえ、本市の自然的・社会的条件を考慮しつつ、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進など、温室効果ガス排出削減に向けた具体的な施策を推進するための計画です。
	厚木市一般廃棄物処理基本計画	令和3(2021)年度 ～ 令和8(2026)年度	循環型都市の実現に向け、更なるごみの減量・資源化を推進するとともに、生活排水に係る水質環境の向上を図るための計画です。
	みんなの生物多様性 ～生物多様性あつぎ戦略2024-2030 ～	令和6(2024)年度 ～ 令和12(2030)年度	生物多様性の保全及び回復に向け、市民等への普及促進を図り、計画的に施策を推進するとともに、市民、事業者及び関係機関の役割を定め、豊かな自然のめぐみを育む社会を実現するための地域戦略です。
	厚木市緑の基本計画	平成29(2017)年度 ～ 令和17(2035)年度	「都市緑地法」に基づき、緑地の保全、緑化の目標並びに緑化の推進などの基本方針及び施策を定め、本市の緑に関する将来を見据えた計画です。

	水辺ふれあい構想	平成19(2007)年度 ～ 令和8(2026)年度	本市の自然環境を構成する重要な要素である水辺(河川、小川、池、水源など)を対象に、憩いと活動の場の再生と創出に努め、水辺と人の触れ合いを、より身近にする新たなまちづくりを進めることで、心やすらぐ環境と元気なあつぎを目指すための構想です。
Inspire スポーツ・文化 芸術・魅力	第2次厚木市スポーツ推進計画	令和3(2021)年度 ～ 令和8(2026)年度	スポーツ施策をより一層総合的かつ計画的に推進し、「あつぎスポーツ王国」を着実に実現するための計画です。
	第2次厚木市文化芸術振興計画第1期基本計画	令和3(2021)年度 ～ 令和8(2026)年度	「厚木市文化芸術振興条例」に基づき、市民等と行政が連携・協働し、基本理念「人・まち・自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造する」が目指すまちの姿の実現に向け、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための計画です。
	第2次厚木市観光振興計画	令和3(2021)年度 ～ 令和8(2026)年度	旅行形態の変化や旅行者ニーズの多様化、交通インフラの充実など、観光を取り巻く環境の変化に対応する新たな戦略を構築する計画です。
行政運営の基本姿勢	第7次厚木市行政改革大綱	令和3(2021)年度 ～ 令和8(2026)年度	社会環境の変化に対応した質の高い行政サービスを提供するため、令和3(2021)年度からの6年間の行政改革の取組を定めた計画です。
	厚木市情報化推進計画(2021～2026)	令和3(2021)年度 ～ 令和8(2026)年度	市民の利便性の向上や将来にわたる安定的な行政運営の実現を目指し、I C Tの効果的な利活用を推進するため、令和3(2021)年度からの6年間の取組の方向性を示す計画です。

	厚木市公共施設最適化基本計画	平成27(2015)年度 ～ 令和36(2054)年度	今後の人口減少社会や少子高齢化の一層の進展を見据え、今後も持続可能な行財政運営及び良質な市民サービスを次代へと引き継ぐため、公共施設を市民共有の財産として捉え、公共施設のより効率的かつ効果的な維持管理・運営方法及び適正配置を推進するための計画です。
--	----------------	-----------------------------------	--

18 市民憲章など

(1) 厚木市民憲章 (昭和39(1964)年2月1日制定)

大山を仰ぎ、相模川の流れに臨む郷土、ここに生きるわたくしたち厚木市民は、先人の努力をうけつぎ、県央の近代都市としての発展をめざして、この憲章をかかげ力強く前進しましょう。

- ー わたくしたち厚木市民は、花や緑を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- ー わたくしたち厚木市民は、たがいに敬い愛しあい、善意に満ちた家庭とまちをつくりましょう。
- ー わたくしたち厚木市民は、教養をゆたかにし、文化の高いまちをつくりましょう。
- ー わたくしたち厚木市民は、健康ではたらき、力あふれるまちをつくりましょう。
- ー わたくしたち厚木市民は、進んできまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。

(2) 厚木市章 (昭和30(1955)年3月22日制定)

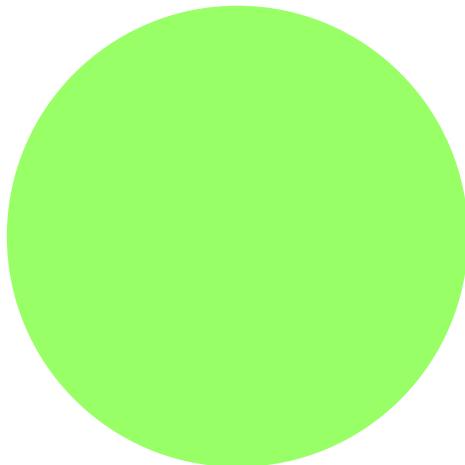
あつきの3字と鮎3尾をもってあの字型を図案化し、市民の和合と発展を象徴する。



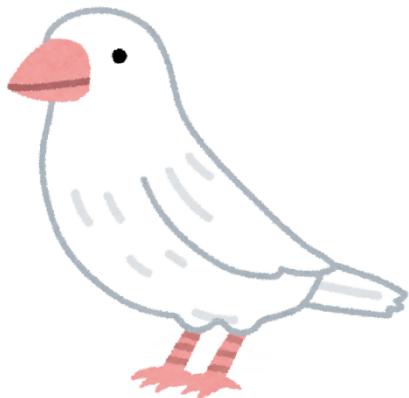
(3) 市の花：さつき・市の木：もみじ (昭和44(1969)年2月1日制定)



(4) 市の色：きみどり（昭和60(1985)年5月25日制定）



(5) 市の鳥：●●●（令和8(2026)年1月●●日制定）



(6) 厚木市家庭のしつけ（昭和44(1969)年2月1日制定）

わたくしたちの厚木市があかるくすみよいまちに発展してゆくためには、こどもたちを善意に満ちた健全な家庭の中で「よりよい社会人」に成長させてゆくことが必要です。

親は正しい愛情をもち、正しい生活と家族相互の理解などをいつも心にかけながら、こどもが自分で考え正しい判断をして、あかるく行動ができるようによい家庭の「しつけ」を実践してゆきましょう。

あいさつのできるこどもにそだてましょう。

ありがとうといえるこどもにそだてましょう。

めいわくをかけないこどもにそだてましょう。

きまりのよいこどもにそだてましょう。

こんきづよいこどもにそだてましょう。

すすんでしごとをすることもにそだてましょう。

なかよくすることもにそだてましょう。

(7) 親孝行都市宣言（昭和49(1974)年4月1日告示）

厚木市は、先人の努力により県央の近代都市としてめざましい発展をしているが、住みよい郷土づくりの基底ともなるべき人間性をつちかうために従前より厚木市民憲章や家庭のしつけを制定してきた。

そうした中にあって、さらに慈愛深き家庭のなかに育成される親子の関係の重要性にかんがみ、人間の生命をはぐくみ育ててきたものは親であることを再認識し、子は親に感謝するという心豊かな人間性の涵養を市民運動として展開するために「親孝行都市」を宣言する。

(8) あつき市民ふれあい都市宣言（平成27(2015)年2月1日告示）

厚木市は、先人のたゆまぬ努力により、自然と調和する都市として発展してきました。そして今、少子高齢化の進展や価値観の多様化により、人と人との関係が変化し、市民相互の絆きずながより大切になっています。

私たち一人一人が地域に関心を持ち、日頃から助け合い、市民協働により、身近な課題に取り組むことで、笑顔で暮らせる安心・安全なまちをつくることができます。

家庭や地域で思いやりの心を育み、ふるさと厚木を世代を超えて愛し、誇れるまちとするため、ここに「市民ふれあい都市」を宣言します。

ふれあいの家庭づくり

家族との絆きずなを深め、人を思いやる豊かな心を育み、ぬくもりのある「心ふれあう家庭」をつくりましょう。

ふれあいの地域づくり

地域に暮らし、働き、学ぶ中で、地域活動の輪を広げ、みんなで支え合う「心ふれあう地域」をつくりましょう。

ふれあいのまちづくり

人とのつながりの輪を広げ、希望に満ちた、未来に輝く「心ふれあうまち厚木」をつくりましょう。